

ほかない、かくては国会における公論の自由の喪失を世界に宣伝するようなものであるから川上君の懲罰に反対の旨の意見の開陳があり、自由党木村公平君より、川上君の行動は共産党的国会無視、暴力革命是認の思想の現われであつて、(拍手)議長の宣告に応ぜず、院議を無視し、陳謝文朗説を拒否した態度に至つては、前例のない無礼の行動であつて、議院の秩序を維持し、議院の品位を保つために断固除名すべきものであるから、中川君の除名動議に賛成する旨の意見の開陳があり、(拍手)社会党猪俣浩三君より、院議を無視した川上君の行動は、国会を尊重し、その権威を保つ上においても懲罰に値することは当然であるが、本件がもとより議員の言論に端を発したものであるから、院議無視は許すべきではないとしても、かかることが言論の自由への威嚇となることは避けなければならぬと思われるし、また懲罰の段階から見ても七日間の停院停止を妥当と認め、石川君の動議に賛成する旨の意見開陳があり、国民民主党大森玉木君より、議会始まつて以来、かくのごとく院議侮辱の事実は初めてであり、尊重すべき議院の秩序を乱すこと、これに過ぐるものはないから、最も重い懲罰をもつて臨むべきである、よつて中川君の除名動議に賛成する旨の意見の開陳がありました。(拍手)

討論を終り、採決の結果、中川後患君提出の動議のごとく、本件につきましては、国会法第百二十二條第四号により除名すべきものと議決した次第であります。(拍手) 痞法及び国会法が、おこそかに議院の秩序を保持するために自律権と懲罰権を結び認めた趣旨にかんがみ、何ぞ慎重御審議の上に、委員長の報告に御賛同あらんことを希望いたします。(拍手) 以上をもちまして私の報告を終ります。猪俣浩三君登壇

○猪俣浩三君 日本社会党を代表いたしまして、議員川上賀一君除名決議に反対するものであります。(拍手) 除名は、議員に対する死刑の宣告であります。みだりに適用すべきものでないことは申すまでもありません。明治二十三年、第一帝國議会以来、百二回の国会におきまして、三名の除名者がが出ただけであります。しかも、西尾未廣氏、齊藤隆夫氏の除名のことときは、軍閥官僚の勢力盛んにして、日本ファシシヨの態勢確立し、第二次世界大戦の準備がなされたときであります。(拍手) 吉田内閣の施政数年、国際情勢の悪化に便乗した極端な反共政策は、ファシシヨ勢力の台頭を促し、再開陳があり、国民民主党大森玉木君より、議会始まつて以来、かくのごとく院議侮辱の事実は初めてであり、尊重すべき議院の秩序を乱すこと、これに過ぐるものはないから、最も重い懲罰をもつて臨むべきである、よつて中川君の除名動議に賛成する旨の意見の開陳がありました。(拍手)

討論を終り、採決の結果、中川後患君の演説は、その論旨において、その表現方法において、われくの首肯し得ざる点が多くあります。いわんや、保守政党諸君の耳目にはからざるものがあります。(拍手)

かしながら、川上君は共産党員であり、共産党を代表しての質問演説であり、その演説の基礎に共産黨の世界觀、共産黨の政策があり、その表現の方法もまた共産党らしいものになるのが当然であります。これは懲罰動議の提案者たる自由党の佐々木君も、この提案理由の説明において、この川上君の演説は「およそ共産主義並びに日本共産黨の本質を知る者にとりましては、決して事新しき驚きではなかつたのであります」と苦つておることによつても明らかであります。(拍手) 諸外國におきましての共産党議員のも、そのときつい論旨は定評もありました。

されども、まだ諸外国におきまして、これによつて除名をされたことは聞いておりません。共産党が合法政党として許されておる以上は、この主義主張に基いての發言は、これは十分に許されなければならないことは、民主政

治、議会政治の要請であります。これ

を庄迫することは、百害あって一利がありません。すでに川上君を懲罰に付したことによりまして、かえつて保守

政党諸君の所期したことと逆な効果を来しておるのであります。

川上君は、その信念に基いて行つた演説であります。停院停止なら服したかも知れませんが、陳謝をするといふ

ことは、とうていできない相談であることは、本会議において、懲罰委員会において、川上君が一身上の弁明を、

るるとして言つておる点から見まして

川上君は、その信念に基いて行つた演説であります。停院停止なら服したかも知れませんが、陳謝をするといふ

ことは、本会議において、懲罰委員会において、川上君が一身上の弁明を、

るるとして言つておる点から見まして

川上君は、その信念に基いて行つた演説であります。停院停止なら服したかも知れませんが、陳謝をするといふ

志田	義信君	清水	逸平君
嵐出賀四郎君		猿田	弘作君
島田	末信君	轟谷雄太郎君	
首藤	新入君	白井	佐吉君
庄司	一郎君	周東	英雄君
	鈴木	鶴戸山三男君	
千賀	明良君	田口長治郎君	
康治君		田中伊三次君	
田嶋	好文君	田中	啓一君
	角榮君	田中	元君
田中	重謙君	田中	萬造君
田中	不破三君	田淵	光一君
田中	豊君	多武島哲三君	
多田	勇君	高橋	松吉君
高橋	英吉君	高田	弥市君
高橋	吉之助君	高橋	權六君
高塙	三郎君	高間	松吉君
高塙	英吉君	玉置	直治君
高橋	等君	玉置	辰猪君
高橋	式君	高橋	權六君
塙原	俊郎君	塙原	十一郎君
圓谷	光衛君	土倉	宗明君
坪川	信三君	坪内	八郎君
寺本	齊君	寺島隆太郎君	
雷永格五郎君		苦米地英俊君	
中川	俊思君	西村	直己君
中村	幸八君	西村	マサ君
仲内	憲治君	夏堀源三郎君	
西村	英一君	根本龍太郎君	
西村	久之君	野村尊太郎君	
野原	正勝君	福木	龍伍君
花村	四郎君	原田	雪松君
平澤	長吉君	平島	良一君
福田	篤泰君	福永	健司君
藤井	平治君	鶴	通義君
潤上房太郎君		降旗	徳弥君
保利	茂君	細田	美藏君
堺川		本多	
恭平君		市郎君	

本間俊一君	前田郁君	牧野豊吉君	松井富繁君	前田宣谷	牧野真鍋勝君
村上一郎君	村上一郎君	村上一郎君	村上一郎君	村上一郎君	村上一郎君
山口喜久一郎君	山口六郎次君	山崎猛君	水田三喜男君	君亮君	正男君
山崎好一君	山崎好一君	山崎猛君	山崎勇君	森曉君	秀文君
岩男君	久雄君	若林義孝君	吉武惠市君	神岩太郎君	東介君
山崎山口	山本龍野喜一郎君	小川半次君	吉川久衛君	薬師神岩太郎君	鐵藏君
山崎豆	大森玉木君	木下正男君	小松勇次君	太郎君	直友君
山崎小野	北村鶴太郎君	大西榮君	吉川久衛君	君	君
山崎大森	鈴木幹雄君	木下榮君	吉川久衛君	君	君
山崎志賀徳次郎君	高橋清治郎君	内藤惟七君	吉川久衛君	君	君
山崎笛森	芭米地義三君	椎龍三郎君	吉川久衛君	君	君
山崎中島	茂喜君	笛山茂太郎君	吉川久衛君	君	君
山手吉田	安君	木下正男君	吉川久衛君	君	君
山手吉田	定助君	木下榮君	吉川久衛君	君	君
中村高倉	寅太君	内藤惟七君	吉川久衛君	君	君
浦口鉄男君	一松君	椎龍三郎君	吉川久衛君	君	君
石田赤松	青野武一君	笛山茂太郎君	吉川久衛君	君	君
否とする議員の氏名	淺沼稻次郎君	木下正男君	吉川久衛君	君	君

猪俣 浩三君	石川 金次郎君	稻村 順三君
今澄 大夫	大友 省三君	受田 新吉君
勝間田清一君	佐竹 鈴木茂三郎君	加藤 鐘造君
川島 金次君	田中誠之進君	上林興市郎君
佐竹 新市君	戸叶 里子君	佐々木更三君
鈴木茂三郎君	中崎 鮮君	坂本 泰良君
田中誠之進君	西村 榮一君	鈴木 義男君
戸叶 里子君	前田榮之助君	堤 ヴルロ君
鈴木茂三郎君	松尾トシ子君	土井 直作君
田中誠之進君	松澤 勝人君	成田 知巳君
戸叶 里子君	三宅 正一君	福田 昌子君
鈴木茂三郎君	門司 充君	前田 稔男君
田中誠之進君	山口シヅエ君	松岡 駒吉君
戸叶 里子君	池田 雄君	松本 七郎君
鈴木茂三郎君	加藤 亮君	水谷長三郎君
田中誠之進君	上村 進君	八百板 正君
戸叶 里子君	河田 賢治君	江崎 一治君
鈴木茂三郎君	太村 榮君	井之口政雄君
田中誠之進君	砂間 一良君	柄澤サエ子君
戸叶 里子君	田代 文久君	莉田アサノ君
鈴木茂三郎君	竹村崇良一君	今野 武雄君
田中誠之進君	中西伊之助君	田島 ひで君
戸叶 里子君	林 百郎君	高田 富之君
鈴木茂三郎君	山口 武秀君	立花 敏男君
田中誠之進君	米原 紗君	梨木作次郎君
戸叶 里子君	石野 久男君	渡部 義通君
鈴木茂三郎君	黒田 寿男君	岡田 春夫君
田中誠之進君	大石ヨシエ君	中原 健次君
戸叶 里子君	松谷天光君	中野 四郎君

第二衆議院解散に関する決議案

○副議長（岩本信行君） 日程第一は委員会審査省略要求事件
出者より委員会の審査省略の申出がござります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

することは、非民主的態度もはない
らしいというべきである。
よつて政府は、すみやかに衆議院
解散の旨言をなし、もつて総選挙を行い、人心を新たにするとともにた
だちに国民外交の実を示すべきであ
ると確信する。

日程第一、衆議院解散に関する決議案を議題といたします。提出者の趣意を明確を許します。三宅正一君。
(発言する者多し)
○副議長(岩本信行君) 御質疑に願ひます。

衆議院解散に関する決議案
衆議院解散に関する決議案
政府は、速やかに衆議院の解散

助言を受けて
右決議する。

〔三宅正一君登壇〕
○三宅正一君 私は、日本社会党を表いたしまして、衆議院解散に関する決議案を説明いたしたいと思います。
拍手
まず、主文を朗読いたします。

五一

きないのであります。(拍手)全世界において講和條約の内容は、容易ならざる重大な内容を含むものであります。まして、國家百年の運命に関するものばかりであります。外電の伝うるところによれば、米ソの対立において、わが国は、はつきり一方の味方となることにきめられようとしてゐる。さらにアメリカの軍需工業の一分工場とされようとしているのである。(拍手)はだしきに至つては、数日前のロンドン電報は、日本に陸、海、空の三軍につき無制限に軍備を許し、国際連合に加入する代價として人的資源の供出を命ずるにささえ思われるのです。(拍手)これは、もはや国内治安を防禦的自衛の問題ではないのであります。国家の性格を根本的に変革し、決定づける大問題であるといわなければならぬのであります。(拍手)吉田首相は、この重大危局に当面しながら、お講和は現内閣で担当し、その批准を現在の国会に求めるとしておるのですが、畢もまたきわまれりといわなければならぬのであります。(拍手)万一一にも、外電が伝えることき内容の講和が、総選挙による国民投票の審判を経ることなく、吉田内閣の独断によって決定されるがこときこととなれば、国民の平和擁護、戦争不介入できませんけれども、他に方策があるに

和を国民にしることによつて、万々一にも日本の国土が戦場となり、国土と国民が戦火によつて蹂躪されるがごとき事態を招来せる場合、いかにしてその責任を負わんとするかを問わんとするものであります。(拍手)深刻なる国際情勢のもとで、いかにして日本の安全を保障し、民族の独立と自立を達成し、進んで世界の平和に寄與するかは、その方途の困難なこと、またその前途の予測しがたいことは申すまでもないところであります。

講和問題は、他の国策と異なり、できてしまつてから国民に承認を蒙られればよいといふものではないのであります。できてしまつてから、「これを相当にする政権をきめても、意義をなさない」であります。大切なことは、事前にわれわれの要望をその内容の中に取入れさせる」とであります。相手方である、わが国論の動向に至大の関心を拂ひながら、その内容を決定しようとおるのでありますから、わが国論の進行を、総選挙を通じて世界に示すのは、まさに今がその時であると信ずるのであります。(その通り)相手(これ)おどるのではありませんから、わが国論の進行を求めるゆえんであります。困難にして前途の予測しがたい情勢であればあるほど、講和前の解散によつて、國民をして各党の講和政策を十分に吟味し、判断させて、國民みなからが責任をもつて講和に臨む態勢をつくる、とこそ政治の第一義であると信ずる所であります。(拍手)

る架空の多数でありまして、民心がすでに吉田内閣を離れている具体的な事実自然なる自由党の多数と、不自然なる社会党の少数とを修正せんとする点であります。(拍手)すなわち、二年前の総選挙において二百六十七名を確保した議席は、その後民主党の大収穫二十一名をかきとつて合併したことによつて二百八十五名となつたのであります。が、これは不自然にして不当、しかも不合理にふやした擬制の増加であります。して、われへは、不信任案を提出して臨んだ野党たる民主党を——吉田、犬養禪、党主間のなれ合いで選挙民を欺き、民主党はもちろん、自由党自身にも不快感をもたらす混乱と混亂とを興え、議席数を変動させるがごときやり方は、政治道徳上許すべからざるものと考えてゐるのであります。(拍手)やみ取引の張本でありました大養君が、吉田ワン・マンの威力をもつてしても自由党の受け入れるところとならず、政界の孤児としてアメリカくんなりまで放浪せざるを得なかつた一事に歎しまして、この議席の変動がいかに不合理であるかということを証拠立てておるるのであると存するのであります。(拍手)選挙によつたる政界分野の変化が、政界の腐敗と混沌の根源である意味において、これを解釋するとともに、この一事のみによつても当然に国会を解散すべきものと信ずるのであります。

万票減つておるのであります、社会党は三百二十万票ふえておるのであります。すると、自由党は百五十の議席、社会党は百十六の議席に変化するのであります。(拍手) 参議院の選挙は、その性質上、中立議員が多いのであります。が、もし衆議院の選挙が、あの際行われば、中立議員が少いといったら、ならば、あの選挙の結果は、自由党はほぼ二百名、社会党は百五十名の当選者を出す結果となつたと考えられます。現在の自由党の二百八十五名、社会党の四十五名は不自然な数であります。国民の輿論と譲席数の背及せること実にはなはだしきものありといわなければならぬと存ずるのであります。(拍手)その後各地の補欠選挙におきまして、たとえば千葉の県知事、参議院議員の選挙、広島の知事選挙等における野党連合ないしはわが党の懸念的な勝利は、明らかに、すでに民心が吉田内閣を離れたことを証するものでありますとともに、国会の議席がなるべく国民の輿論を忠実に反映する状態が議会民主主義の理想にある点にかんがみますても、吉田内閣は当然国会を解散して、国会分野の再調整をなすべきであると信ずるのであります。(拍手)

第三に、「われく」が解散を主張いたしました理由は、アメリカの対日援助の完全雇用、国民生活水準の引上げ、社会保障制度確立に裏づけられたる社会福祉国家的な計画経済で行くかを、国民の審判にゆだねるときであると信

立方策に関しましては、一旦方向づけられた方式により、相当年次の努力を継続して初めて自立段階に到達するのであります。現に計画のきらいな行き当りばつたりな自由党内閣なら、経済自立三箇年計画を樹立せざるを得なかつたのであります。わが社会党は、経済再建四箇年計画、農業再建四箇年計画を樹立いたしまして、世の批判に問うておることは、御承知の通りであります。ひとしく継続的な自立年次計画ではありますが、その方式には月とすつぽんのことき大きな性格の差異があります。今こそ各党の経済再建の積極的方策を国民の審判にゆだねて、その総意の上に再建方策を效力に推進する意味においても国会を解散すべきであると信ずるのであります。

た自立計画なのであります。かくのことで、多くの失業者と、極度に貧困な国内購買力の上に独占資本を強化する経済政策が、外に現われては侵略主義となり、内には熾烈なる階級対立の激化となり、大衆の不満の激化と、これが弾圧は、自由党みずから国内に三十八度線をつくる結果となるのでありますて、危険きわまりない行き方といわなければならぬのであります。(拍手)

資源貧弱にして、人口のみいたずらに多い日本が経済自立を完成するためには、弱肉強食の自由主義方策によらず、完全雇用と生活水準の引上げ、社会保険制度の確立に貢献された社会的な

資本動員、富の再分配、資源の開発等が計画的に行われるべきであります。か

つ日本経済協力のやり方も、軍需の下請工場として国民生活水準の引下げ、

民需圧迫を来さざる、自主的にして平和的な方式による協力たるべきでありまし

て、多角貿易による平和と産業の発展に自立の基礎を求むべきであると考

えます。(拍手)今こそ、日本自立の経済再建施策に關し、国民輿論の発

論の審判の前に各党の政策を提示すべし最もよい機会であるという立場に立

まし、われくは強く解散の必要を唱道いたしますとともに、かつてイギリスにおいて、社会主義が資本主義か

を論議の中心にして国民の輿論に問いました。あの十数年前における資本主義の方策による日本の再建か、社会主

義の方策による日本の再建か、今こそ解散によつて国民の審判にゆだねるときであると考えるのであります。

(拍手)

さらにこれに加えまして、吉田内閣二年の施政は、民主政治の原則を蹂躪

され、最近の木内次長候補問題について

も、吉田内閣及び自由党は、絶対多数を

頼むのあまり、議会の運営において横暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を糾撃する機関化したばかりでなく、自

由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分

に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措置は、もちろんときに予想せられたこ

とであります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といた

しまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を

糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件

に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度をとり、これがため無用の混戦を招いた事例

は、きわめて多いのであります。ことに、その運営に適正を欠く例証といたしまして、起党派的に公平なるべき考査委員会を一方的に利用し、反対党を糾撃する機関化したばかりでなく、自由黨内閣における数々の試験に類する事件に関しては、多数の力によつて、十分に承知のところであります。(拍手)

さらに吉田内閣の独善的傾向は、數

人の人事問題の失敗の上に現われてお

るのであります。齊藤国警長官問題については、遂に横車を通し得なかつた政府

は、飯山水産長官を懲戒免官とし

て、人事院において敗訴する等、黒星を重ね、越川中小企業庁長官は、明

ならざる理由によつて退官を余儀なく

され、最近の木内次長候補問題につい

て、議会を無視し、法規を逸脱し、フ

アッショーネの性格を濃厚にして、国民を失望せしめつつあるのであります。占

領政策遂行上、ボツダム政令による措

置は、もちろんときに予想せられたこと

であります。それが、食糧法の改正のこと

であります。つまり、電力

再編成のごとき、いざれも議会の会期

中において、法律によらず、政令によ

つて措置されたことは、吉田内閣の議

会軽視を物語るものであつて、議会の威信はこれがために大いに失墜せざる

ころであります。(拍手)

吉田内閣及び自由党は、絶対多数を頼むのあまり、議会の運営において横

暴をきわめ、その審議においてもしばしば少数意見を蹂躪する態度を

少し場違いであるとわれくは指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

成るが、それは新憲法は不信任案による解散、または国会の議決による解散等は規定しておらないと言います

かそれはほんばだしき猶斷であつて、憲法第六十九條は、解散の一つの場合を規定したにすぎないのでありますして、そのほかに、国会みずから解散

を決意し、あるいは世論の動向、政局の情勢にかんがみ、政府の判断により解散を断行するの自由あることは、当然の話であります。その際、解散の

手続として政府が天皇に助言するのであつて、衆議たる天皇に解散権のないことは明白であり、政府の助言がすなわち解散権の行使であるのであります。英ムその也の多くの立場固にさき

ましても不信任案の成立を待たずして、または多数の與党を有する政府のみから解散を実行する慣行が広く行なわれていることは、周知の通りであります。これによつて政治の運営が円滑な

るを期し得るのであります。
われくは、もちろん適當なる時期
において現政府に対し不信任案を提出
する用意を持つてゐるものであります。

か、本決議案は、それとは別に、講和を前にして国会を解散することが真に民主主義の常道であるゆえんを説いて自由党の諸君にも、正義の上に立つて

賛成されることをお願いいたしまして、私の提案理由の説明を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。倉石忠雄君。

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君 私は、ただいま上程せ

由党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。本決議案を拜見いたしますると、「政府は、速やかに衆議院の解散の助言を為すべし。」という、わが国議会政治始まつて以来の珍無類の決議案であります。私は、社会党の方々が、どういう理由でこれを説明されるであろうかということを、ただいま静かに耳聽いたしたのであります。提案者の御説明によりますと、この前の議会解散のときに行われました社会党の憲政解釈論をまたくまつがえして「その通り」当時の自由党及び政府が表明したことだところにまつたく同調せられてきたということは、御同慶にたえないのです。(拍手、笑声)

あの当時、かつて第二次吉田内閣が成立いたしまするや、当時與党たる由党は少数党であり、野党は多數党であつたのであります。そのときに、由党及び野党三派は、経司令部当局考査のあつせんにより、一つの協定を締結いたしました。すなわち、追加予算拡張出後二週間後に、内閣不信任案を野党側より提出してこれを通過せしめ、衆議院の解散を行ふことといたのであることは、諸君御記憶に新たなところであります。この申合せのありましたときは、三宅社会党国会対策委員長は本国会に議席をお持ちにならなかつたので、そういう方を、わざと、社会党はここにお立てになつたのであります。(拍手、笑声)

その当時、すなわち昭和二十三年の十一月十二日、社会党の片山前委員長が、このことに際しまして、解散は、かかる場合でも憲法第六十九條によ

てのみ行われるものであつて、憲法第七條による解釈は旧憲法の思想であり、天皇は憲法第四條によつて國政に関與できない規定があるから、七條に先行している。従つて七條は國事または儀礼のみの規定であつて、國政の規定ではない。憲法の解釈は國政と儀礼とをわけて考えるべきである。憲法第六十九條の規定による以外にはないといふことを聲明しておらるのであります。(拍手)

われくは、憲法第七條は、天皇の國事に関する行為のうち、衆議院の解散を掲げているが、その実質的な決定権と責任とは内閣にあるのであつて、天皇は、その内閣の助言と承認に基き、儀式的ないし認証的意味においてこれを行われるのであつて、たとえ日本国会の召集も同様に天皇の國事に関する行為ではあるが、内閣がこれを決定するものであることは、憲法第五十三条の文意に見ても、きわめて明らかかなことであります。すなわち、憲法第七條によつて衆議院を解散することは、天皇の権能である。しかし、それは内閣の助言と承認によつて行われなくてはならないから、解散を決定する権能は実は内閣の手にあると解されるものであります。そのように解散する所以でなければ、本決議案のごとく解散の助言をなすべしなどといふ文章は、まったく無意味であつて、およよかつていなる要求であります。(拍手)

このように見て参りますと、冒頭申しましたように、日本社会党の諸君も、実質的には従来の憲法解釈論を改めて、われくの意見に同調して來

られたことは、おことに歎仰すべし」とではありますけれども、さて今日、國民大衆が、はたして議会の解散を希望しておりますが、新聞その他の言論機関に現われましたる國民の輿論調査は、ことごとく現内閣を支持し、自由黨の内閣をして講和條約を締結せしめよとの声は、諸般の手続をもつてつぶさに調査されたる言論機関の統計が、明らかにこれを示しておるところであります。(拍手) 正當な手続によつて選舉せられたる国会議員の多數をみずから否認されようとする三宅君の言論こそきわめて非民主的なるものであると断言しなければならないのであります。(拍手)

社会党の諸君が本案提出の理由由書に述べられるように、まことに今日は、民族の興亡を決する講和会議を目撃の間に控えた、重大なる時期であります。この重大時局なればこそ、國民は政局の安定をこいねがい、政府の自重を要望いたすのであります。さればこそ、諸君と同じ野党的立場にある國民民主党の諸君は、事一たび外交に関する問題については、党派を越えて政府を擁護し、國家百年の大計を誤らしめないよう努めんことを標榜しておるのであります(拍手) 私は、この愚劣きわまる決議案に対し断固として同調することを拒まれましたる民主党の諸君の堂々たる態度に深く敬意を表するものであります。(拍手)

翻つて、社会党の諸君、諸君のうちには、われ／＼の平素きわめて敬愛する總健達識の士も数多くおらるので

ありまするが、今回の、かゝるな決議案を提出せられたることは、諸君のために、まことに惜しみともな余りあるものがあります。目的のために手段を選ばず、外因のとなり、国内治安の混乱と破壊をその生命とする共産党のともがらまで味方にして、破れ去るに至つたこの愚劣なる議会かけひきをなさんとする社会党の指導者たちの政治的良心を疑わざるを得ないのあります。公党は公党らしく、何ゆえに堂々と政敵をもつて争われないか。

またからりに首歩を譲つて、本決議案を尊重して衆議院の解散を断行したと仮定するならば、憲法の條章に従つて、四十日以内に總選挙を行わなければなりません。地方選挙が四月の末日に行われ、これと重複して衆議院の總選挙がこれから行われることを想像いたしてみたときに、いかがなものでありましようか。第一、技術的に不可能であるのみならず、諸君のいわゆる民族興亡を決する講和会議を目前に控え、國をあげて四十日間の政治的空白状態を考えてみたときに、國民はそのばかりたことを想像するさえ憚りを感じるであります。かくのごとく見て参りまするならば、たゞ議会のかけひき以外の何ものでもない、ふまじめをわまる社会党の態度に対し、聰明なる國民は、きわめて嚴肅なる批判をするであらうことを私は確信いたすものであります。(拍手)

ら、ソ連の政策、その政策が
るべしとなして警戒をいたしておるの
に、日本の社会党は、極東の風雲をさ
めて急にして、襲いかかるソ連、中共と
の圧力を前にして、泰然自若として講
和の三原則というお題目を唱えておる
のであります。

世の中は無知にしてゐる。見て思ひ出す言葉であります。(拍手)ここに社会党の首領部は、党内の少數派の有識者たちが、社会党のいわゆる論理と三原則なるものがいかに現実離れのした風論であるかを「声を大にして叫んでおるにもかかわらず、ほかの一つ覚えのこと」——いまだに全面講和や永久中立のお念仏を唱えおることに対する、国民は、遂にその愚や及ばずからずとなして、あきれかえつておる次第であります。(拍手)

しかして諸君、さらに最近に至つては、ソ連及び中共との間の不可侵保約論などといふものを放送してまわる。およそ現代感覚では常識で判断することができない思想的――を委員長にいたゞく日本社会党を相手に、この重大時局をともに語らうなどと考へるトンキホーテは、おそぞ民主主義諸國の政府はもちろん、日本の国民の中においても一人もなくなるでありましよう。

自由党的吉田裁縫は、ありと、わが國憲政の発達を希望せらるる大乘的的見地から、社会党を育成すべきであるとの述べたのであります。私がして卒業論に言わしむるならば、今日の社会党は、頭の三つある、生れながらの一として、とうてて「教育の見込みはございません」。(拍手)私は、まじめに

することすら、いさぎよとせむるす
決議案は、やがて數十分後に、こつづけられ
みじんにたたきつけられるであつた
とをいねがうと同時に、政府は
のことによつて心おこることなく、本
案を否決し去つた国民党の政府に対する
する大きな期待にそむかざるよ々々
ます／＼自重せられんことを要望いた
しつつ、私は本案に反対の意思を表明
いたすものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 大だいまの会
石君の發言中、もし不穏当の言辭があ
りましたら、速記録を取調べの上、議
長において適当に処置をいたします。

莫大な數に上る、訓練された、かつては日本兵士を利用するという考えは、米国にとつて、いかにも魅力的だ、と言つていい。吉田總理の演説は、まさにこれに対応し、日本を非武装化するかわりに――、日本を民主化するかわりに――、逆もどりさせ、日本人民を反共十字軍の人的資源に使用せんとする國際帝國主義の最も忠実なる――であることを、全世界に暴露したものであるといわなければならないのである。さればこそ、世界の大衆は、吉田内閣を日本人民の敵と呼び、――として指揮しているの

ストルとこん棒、懲役と死刑をすら坐して、民衆の独立を守る労働者の闘争を鎮圧し続けて来たし、今もなお統治しているのであります。(拍手)

第二に、自由党とその政府は、農民に対しても、また労働者と同様の政策をもつて、日本の農業を破壊しておるのであります。そもそも農地改革が、農民生活の向上、生産力の発展を企図したものではなく、内外独占資本による直接的な農民の牧牛を容易かつ徹底的にするために行われたのだといふことは、現実の農民の生活を見れば、きつても分明かなのであります。かつての

し、農民を窮屈化させることによつて、かつて地主の圧制下における日本農村が天皇の軍隊の供給源であつたかのように、新しい日本の軍隊、警察予備隊を根幹とするの時水池にしようとおどるのである。これが吉田内閣と由党の農業政策なのであります。

第三に、平和産業、中小企業を統制で抑え、資金で苦しめ、税金でつぶすといつ切の政策、中日貿易の禁止、これらによつてます／＼失業者を氾濫させ、失業救済と称して、といふ政策、

であります。
第五国会以来、自由党とその政府は、最も露骨な、最も反動的な、そしてその最も忠実な内外独占資本の寵兒、国際反動の手先ぶりを、まことに遺憾なく發揮いたしたのであります。第一に、自由党とその政府は、衆議院で絶対多数を占めたその最初の国会から、定員法、労働三法、国家公務員年俸見返り資金をこととして、日本の重要性の改悪し、労働者の大量自切りをやつたのであります。特に国鉄、全通から大量の戦闘的労働者を首切り、そして見返り資金をこととして、日本の大動脈を一につきるようにしてしまつたのであります。続いて、全経営から愛國労働者を次々と追放し、重要産業を完全に一にしてしまつたのであります。かくして、として、低賃金、強制労働による低廉な軍需品生産の基礎を築いたのであります。このためには、憲法も、極東委員会の決定も、ボツダム宣言も――として、ヒトラーも――

小作料以上の重い税金、政府のきめる低農産物価と、独占資本の工業生産物価とののはなはだしい鉄伏価格差、そして飯米も残さない強権供出、この收奪によつて、日本の農民は驚くべき窮屈の一途をたどつておるのである。かかるに政府は、かがる收奪の当然の結果として起つて来る食糧の不足を——高い外国の余剰食糧を輸入するといふ政策によつて、さらに農民を圧迫し、その結果、日本の農業はまつたく破壊されつがあるのであります。さらにまた、この政府の食糧外国依存政策は、——という点で、きわめて重大なる政府の責任を問わなければならぬのであります。

さて、かくのことき農民の窮乏は、農村失業者を増大させ、経営労働者の雇用条件をさらに低下させたのであります。かくして政府は、外國資本の利潤を確保するための低賃金の基礎を政策によってつくり出したのであります。こうして政府は、日本の農業を破壊する

し、その結果、石油産業の」と、重要な資源をそつくり外国に奉納してしまった政策、軍需工場を復活し、これが第二次世界大戦以来、吉田内閣と自由党が一貫してとつて来た政治であります。これが吉田内閣の、いわゆる共産主義抑制政策の一勢力たらんとしてとつて来た、二年間の現実の政治なのであります。

しかもこの間、政府とその與党がしばしば国会の審議権を無視して来た事実を、われくは忘れる事はできまいのであります。すなわち電確法の改悪にあたつては、全農民の反対を押しきり、衆議院を強引に暴力的に通過させ、参議院で審議未了となるや、国会の審議権を無視して政令で公布するという行為をなしました。あるいは地方税法の審議にあたつては、修正を認めずといふを以て、国会の修正権を完全に奪つてしまつたのである。電力分割案のばく政令を初め、政府のたびくの国会無視の行動を非難し、国会の審議権を尊重せよといふ

本庶博士が講話のとき紙は常に胸元に手で支えられておりました。

かれており、しかもそれを、多数講和あるいは單独講和等をもつて、――の方向に推し進めて行こうとするところの吉田内閣のあり方、自由党の行き方に対し、平和日本建設、ボッダム宣言に忠実に日本民主化をはからうとする国民の声として、この自由党的政策を徹底的に排撃しなければならないと信じておる。(拍手)われわれは、ダレス会談、あるいはまたその会談の中に秘められておる秘密外交の性格を、まさに国民の名をもつて排撃しなければならぬ。人民大衆がこれに徹底的に反撃しているちまたの声を、国会の中に反映させなければならぬと信じておるのである。

われくは、先ほど自由党的反対討論に立たれた同僚議員倉石君の、ふまじめきわまるところの反対討論に対しでは国会無視の態度をその中に見見るのであつて、これには徹底的に反対するものである。(拍手)このような議会勢力の代弁者を、徹底的に国民の名において抹消しなければならぬときさう思つておる。私たちは、このよくな意味において、今こそ国民に、今日の国会がはたして信を得ておるかどうかということを問う必要があると信じておる。このよくな意味において、社会党的提案になる国会解散の決議案に対しても幅の信赖を與えるものであり、賛成です。(拍手)

以上をもつて、労働者農民党的本案に対する賛成の趣旨表明をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○翻譯長(岩本信行)

○劉謙景（若木信行君） 起立少數。よ
つて三宅正一君提出、衆議院解散に關
する決議案は否決せられました。（拍
手）

第三 吉田外務大臣不信任決議案

(河田賢治君外二十五名提出)

(委員会審査省略要求事件)
副議長(岩本信行君) 日程第三は、

提出者より委員会の審査省略の申出がありま
す。右申出の通り決するに御異

「異議なし」と呼ぶ者あり

副議長（岩本信行君） 御異議なしと

日程第三、吉田外務大臣不信任決議

大明を許します。米原和君。

吉田外務大臣不信任決議案

吉田外務大臣不信任決議

古快義
卷之二

不列颠

○米原禪君 私は、日本共産党を代表して、つま黨の提案しに吉田外務大臣

不信任決議案の趣旨を述べるものである。

ます。まず決議案の案文を朗読します。

吉田外務大臣不信任決議

せす。

右決議する。

に感じておることは、日本が戦争に参
さ込まれるかどうか、はたして平和が
休たれるかどうかという点であります

衆議院会議録第二十七号　吉田外務大臣不信任決議案

衆議院會議録第二十七号 吉田外務

文獻卷

は。（拍手）日本の外務大臣たるもの
は、この国民の心を心として、何より
も戦争を防止し、平和を守る政治を命
にかけても遂行し、国民の負託にこた
えなければなりません。（拍手）
と思うに、今日の世界政治は、米ソ両
陣営、二つの勢力の存在を前提として
おります。世界の平和は、この二つの
陣営の合意と協調によつてのみ保障さ
れるのである。（拍手）これがカイロ宣
言、ヤルタ協定、ポツダム宣言並びに
国連憲章を貫く根本精神であり、嚴然
たる国際的最高規範であります。（拍
手）この精神を尊重する限り、当面す
る日本の講和條約は、この二つの陣
営、すなわち一方ではソ同盟及び中華
人民共和国、他方では米英両国、これ
ら四大国の合意と協調による全般講和
でなければならないことは当然である。
（拍手）
しかるに吉田外務大臣は、すでに久
しきにわたり、国民の総意を踏みにじ
り、国際條約を無視し、ひとえに特定
国との單独講和の方針を進めて来たの
であります。（拍手）すなわち、事實上
軍事基地の建設に協力し、軍需産業を
復活し、遂に国連協力の名のもとに、
實質上朝鮮内戦に参加したのである。
（拍手）そのこと自体すでに指摘され
、弾劾されるべきであります。（拍手）こ
とに、さきのダレス氏来朝にあたり、
吉田外務大臣は、外交は秘密であるの
が本体であると公言し、国民の総意を
無視し、かつてに驚くべき取引を行
い、国民を侮辱し、世界をあざむいた
のである。（拍手）その事実は、今や世
界の目の前に次々と暴露されつつあり
ます。（拍手）
ボツダム宣言によれば、日本に責任

ある政府が樹立されたならば、全占領軍はただちに日本から撤退すると規定されておる。(拍手)また極東委員会の対日諸決定は、日本に、いかなる軍事力の存在も認めておりません。まして日本が民主化され、講和條約が締結されたあかつきに外國軍隊の駐屯を許すことは、いかなる國際諸決定も容認せざるところであります。(拍手)しかし吉田外務大臣は、アメリカの駐兵を日本国民の大多数が心から歓迎しておると称し、これをダレス氏に約束することにより、内外をあざわき、あくまでも國際諸協定を無視する意図を明らかにしたのであります。このような侮辱的取引を、一体日本国民が、いつ吉田外務大臣にまかせたことがあるか。そんな事實は断じてありません。今や国民の大多数は、全面講和の結果と、全占領軍のすみやかな撤退を心から望んでおるのであります。(拍手)さらずに日本国民として憤慨おくあた連してとりきめると称する日米安全保障協定の内容が、吉田外務大臣のもとに一齊に報道されております。すなわち、講和後アメリカ軍の日本駐屯に関する限りは、日本人は、これに従わなければ、日本人は処罰されるのであります。これに反し、アメリカの軍人軍属に對する裁判権は日本側にはないのである。アメリカの軍人軍属とその家族は、自由に日本国内に出入し、關税もかかるずに物資を持込み、それどこ

るか、所得税も住民税も一切かけない。実際に驚くべきとりきめを吉田外務大臣はたくらんでおるのであります。このようなどりきめが、はたして実現されるとすれば、日本は一体どうなるか。かつて日本は満州国の独立を承認すると称して日滿議定書なるものを満州國は紙の上では独立した。しかし、その独立は傀儡政權の樹立であり、完全なる植民地化と、大陸侵略の足場であつた。そのため満州國の人々のなめた悲惨と苦惱がいかなるものであったかは、吉田外務大臣は知らぬはずはあるまい。(拍手)しかるに吉田外務大臣は、日本の人民に、かつての満州の人民の運命を押しつけようとしておるのである。日本の国民は、断じてこのような取引を許すことはできない。われくへは、かかる外務大臣を信任し得ないのです。こういう吉田外務大臣のことであるがら、対日講和に関するアーマリカの講和七原則を、國民の総意を無視して、かつてはうだいに承認し、さらにおこがましくも、他の連合国に対し、これを承認すべきことを慾望しておるのであります。

つもありであると非難しておる。第一にマリク氏は、これはアメリカがカイロ宣言、ヤルタ協定の決定を無視して領土の問題をむし返し、これを隠れみにして、琉球と小笠原を日本の領土から切り離そうとする、領土拡張の野望であると攻撃しておる。(拍手)第三にマリク氏は、これによつてアメリカが講和後にも軍隊の駐屯をたくさんおると追究しておるのであります。さらに中華人民共和国の周恩来外交部长は、昨年十一月四日の声明の中で、アメリカの七原則をまつこらから反駁し、日本とアジアの人民に対するその野望を暴露しておるのであります。中華人民共和国の参加せぬ対日講和は非法かつ無効なものであると宣言しておるのであります。(拍手)

これに対し吉田外務大臣は、どちらの

感をかるきつねのことく、不遜にも、

去る二月二十二日の参議院予算委員会において、日本が單独講和を締結した場合、ソ同盟あるいは中国が駐兵を主張すれば、あくまで自衛権を発動する、と答言しました。これは、一体日本が單獨講和を締結したことを連合国に対する反抗であり、これこそ連合国に対する反抗であるか。

まさに、(拍手)吉田外務大臣は、終ひとしい。(拍手)吉田外務大臣は、終始一貫、講和問題に対する態度を左右にいたし、あるいは仮定の問題には答えないなど答弁しながら、今日みずから進んで、遂に

単独講和の正体を国民の前に暴露したのである。(拍手)この外務大臣であるからこそ、

日本の産業と経済をあげて

戦争の犠牲にしておるのであります。

その端的な現われが、さきの中日貿易

の禁止であり、さらに今回の緊要物資輸入基金特別会計及び外國為替資金特別会計の設置である。これは明らかに侵略のための軍需資材を輸入し、軍需物資を李承晚、蔣介石、バオダイン等に提供するために日本国民を犠牲にするものでなくて何であります。(拍手)吉田外務大臣の眼中には、ただ、

(拍手)吉田外務大臣の眼中には、ただ、

おられますから、秘密外交主義という原

則は、すでに打破られておるのであり

ます。過般の吉田ダレス会談にいたし

ましても、双方からそれく声明が免

表され、本議場においても吉田総理兼

外相から報告を聽取し、質疑応答があ

り、民

族の利益も人民の幸福も彼の眼中には

ないのです。(拍手)

私は繰返して言ふが、日本の人民は

あげて戦争をのろい、ひたすらに平和

を念願しておるのであります。日本

は、いま戦争の創痍いちず、戦禍は

復旧しておりません。ことに、百万を

越える戦争未亡人や多数の孤児はその

ままに放置され、傷痍軍人は、ちまた

に彷徨しております。この――

にさうそくとするとのが吉田外

務大臣である。(拍手)かかる無謀、冷

酷さわざなりなき外務大臣の存在は、一

刻も許すことができません。

以上の理由により、わが党は、日本

人民の名において、吉田外務大臣の即

時退陣を要求するものであります。

(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

国際間の話し合いは、いろいろの経験

を経て実を結ぶものであります。こ

とに至る道程を一々公表することは、こ

れわれも希望するところであります。

さきのダレス特使の來訪によつて確認

されたのであります。アメリカの講

和方針は、いわゆる対日七原則に集約

せられております。その七原則によれ

ば、新しい通商條約まで、日本は最悪

に待遇を受ける、締約国は、戦争行為

によつて生じた要求を放棄する、紛争

は特別中立裁判所で解決するとなつて

おり、しかも締約国は、対日交戦國

で、意見の一一致を見た基礎のもとに進

んで締結の意思あるすべての国々とな

つておりますから、ソ連邦を故意に除

外いたしておりません。従つて、ソ連

邦がこの七原則を承認し、進んで講和

条約を締結する決意をしてくれば、

初めて全面講和は可能となるのであり

ます。

われくは、全面講和もけつこう、

できなければ、多数講和またけつこう、

し、秘密外交主義などといふこと

は、まことに理由なき言いがかりとい

わなければなりません。(拍手)一体、

秘密主義の本家は共産黨の諸君であり

ましょ。秘密の御利益を妄信し、こ

れを金科玉條としている諸君が、他人

どにありますか。(拍手)笑止千万

ます。

そもそも、どうにもならないことであ

ります。

（本間後一君登壇）

私は、自由党を代表し

て、ただいま議題となつております外

相不信任決議案に対し反対の討論を試

みんとするものであります。

提案者は、第一の理由として秘密外交主義をあげておりますが、新憲法に別会計の設置である。これは明らかによつて、外國との間の條約及び協定は侵略のための軍需資材を輸入し、軍需供給するために日本国民を犠牲にするものでなくて何であります。(拍手)吉田外務大臣の眼中には、ただ、

おられますから、秘密外交主義といふ原則は、すでに打破られておるのであります。

過般の吉田ダレス会談にいたしまして、過般の吉田ダレス会談にいたしまして、過般の吉田ダレス会談にいたしまして、

おられますから、秘密外交主義といふ原則は、すでに打破られておるのであります。

過般の吉田ダレス会談にいたしまして、過般の吉田ダレス会談にいたしまして、

おられますから、秘密外交主義といふ原則は、すでに打破られておるのであります。

過般の吉田ダレス会談にいたしまして、過般の吉田ダレス会談にいたしまして、

おられますから、秘密外交主義といふ原則は、すでに打破られておのであります。

出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会の審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

別に異存もございませんので、自由党宇野委員の発表によりまして、質疑及び討論は省略いたし、ただちに採決いたしましたところ、原案の通り可決す

第九條第一項中「其不動產ニ
スル登記簿ノ原本」を「其不動產
登記用紙」に改め、同項但書及
同條第一項を削る。

十一條ノ二ノ規定ハ閉鎖登記簿ニ之ヲ準用ス
第五十一條を次のように改め
第六十條第一項中「登記簿」

ルトキハ其登記ヲ新規紙ニ移ス
コトヲ得

府県及び指定市町村となつておるのであります。が、地方競馬場所在市町村につきましても、地方財政委員会が適当と認めましたものは、一般指定市町に賛成の諸君の起立を求めます。

第十六條第一項中「登記番号
欄、」を削り、同項に次の但書を
加え、同條第二項を削る。

**第六十七條及び第六十八條を本
のよう改める。**

記官吏捺印スルコトヲ要ス
第一項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移
シタルトキハ前登記用紙ヲ閉鎖
スルコトヲ要ス

村と同様に、年二回以内の開催ができる
るようになりまして、地方公共団体
の財政改善と、健全娛樂の振興に資し
たいというのであります。

〔賛成者起立〕

○議長(林誠治君) 起立者多數。よつ
て本案は委員長報告の通り可決いたし
ました。(拍手)

ナキトキハ之ヲ設ケザルコトヲ
得
第十七條及び第十八條を次のよ
うに改める。

第七十一條第一項中「登記番号欄ニ其登記簿ニ於ケル登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番号ヲ記載シ」を削る。

第七十六條ノ二を削り、第七十
六條ノ三を第七十六條ノ二とす
る。

本法案は、昨年二十八日付託と相なり、提案者を代表して小笠原八十美君

第十七條及ビ第十八條 削除

第七十二條第一項中「許可證及保管証屬ニ因リ移送ヲ受ケタ

第八十條中「若クハ新番号」を削
る。

より説明せらるゝのであります。本法案は、地方公共団体の財源の確立強化をはかることが目的であります。各委員ともに異論がございません。ま
りまして、この趣旨につきましては、各委員ともに異論がございません。ま
た地方財政委員会が指定いたしまつて
登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求
めます。法務委員長安部俊吉君。

○議長(林誠治君) 日程第五、不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求
めます。法務委員長安部俊吉君。

（送付）

を第十九條とする。
第二十條第一項中「見出帳及
ビ共同人名簿」を削る。
第三章中第二十四條の次に次の
一條を加える。

ル登記簿謄本」を一及び許可書に改める。

第八十一條を次のように改め
る。

合、当該公共団体の財政状況及び地方競馬の開催状況等を十分勘査いたし、いやしくも新たに指定を受けました市町村が、競馬の開催によりまして財政上の均衡を失したり、または競走馬に支障を来たすことのないようにならしめたいというのでありますて、これまた不動産登記法等の一部を改正する法律案
不動産登記法等の一部を改正する法律案
第一條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のとおりに改正する。

第二十四條ノ一 登記用紙ヲ閉鎖シタルトキハ之ヲ閉鎖登記簿ニ
編綴スルコトヲ要ス

閉鎖シタル登記用紙ハ閉鎖ノ日ヨリ三十年間之ヲ保存スルコトヲ
要ス

同項ノ書面ニ基キ登記シタル旨
及ビ其年月日ヲ記載シ登記官吏
捺印スルコトヲ要ス

失、段別若々ハ坪數ノ減少又ハ
地目ノ変更ノ登記ノ申請ニ之ヲ
筆用ス

になつておりますため、現に使用中の登記簿には、全然記載のない用紙が約三割にも達している状況であります。

本案は、これらの点を改善するため、登記簿をバインダー式の帳簿とし、必要に応じて用紙の加除ができるよう

登記簿の様式及び調製方法を改め、もつて登記手続の簡略化と用紙の節約をはかることを主眼いたしまして、所要の改正を行おうとするものであります。

し上げますと、まず不動産登記法につきましては、登記簿には枚数の記載及び捺印を要しないものとしたこと、登記番号、登記簿の見出帳、共同人名簿、登記用紙の継続用紙をそれべて廃止したこと、閉鎖した登記用紙は閉鎖登記簿に継続することとしたこと、不動産の表示の変更の登記を申請する場合には、申請者にその不動産に関する所有権以外の権利の登記名義人の承認書、またはこれに対する抗議書を添付することを要しないこと等であります。

次に、工場抵当法及び立木に関する法律の改正におきましては、登記に関する規定のある一、三の規定につき、不動産登記法と同趣旨の改正を加えましたのは

か、立木に關する法律中、所有権保有登記の申請に関する規定に不備がありますので、その整備を行うこととしたしました。

議を提出いたします。すなはち、昭和二十一年度政府関係機関予算補正(機
械第1号)を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

この予算に計上せられておりますする
のは同銀行の事業損益のみであります
て、資金の貸付回収、余裕金の運用等
は收入支出の予算外で經理いたします
になつております。收入は、貸付金利息、
余裕金運用利息及び雑收入等を大
きめとして五億二千六百余万円、支岡
は、役職員の給與その他の事務費等を
一千五百余万円、予備費四千万円、合計
一億二千五百余万円であります。なま
同銀行の資本金は、米國対日援助見込み
資金特別会計から百億円を出資され
ことになつております。また同銀行
は、復興金融金庫の解散に伴いま
して、その償還債務を承認することとな
り、復金の回収金は、一般会計より入
出資金として逐次資本金に繰入れら
ることになつております。

この補正予算は、確かに金額においては比較的小さなものであります。が、開発銀行設立の意義はきわめて大きいものがあると思われるのです。

御承知の通り、今日におきましては、旧特殊銀行が普通銀行に転換いたしましたとして、さらに復興金融金庫がの貸付業務を停止しておりますから

り
る
昇
る
り
長期金融をもつばら行う金融機關が、
いのであります。日本開發銀行は、
の金融機構の盲点を是正する役割を
すものと思われます。

すなわち同行は、商業的採算に乘りりて、直接受取
金の供給を行い、さらに普通銀行のほ
くい設備資金の需要に対し、直接融資
資または協調融資の方法によつて資
期的貸出しを肩がわりして、その長

金融業務を補完し、普通銀行をして商業銀行としての業務を遂行せしめんとするものであります。さらに、証券業者等が亦昇または引受けの困難な社債を買入ることによりまして、過半数債券発行による起債市場への圧迫を軽減いたさんとしております。かかる開発銀行の設置によりまして、わが国の金融機構の再編成はその緒につきものと考えられるのであります。ここにおきまして、商業金融、貿易金融、不動産金融、商業的採算に乗る長期融資等それらの担当金融機關のあり方は、十分にさうに明らかにされたまといわればなりません。従つて、財資金の動員と、商業的採算に乘らぬ融資について重要な示唆を投げたのは、証券市場を含む全金融市场整備について重要な示唆を投げたのです。つき二十八、二十九の両日にわたります。

議を行いましたが、その詳細につきま

しては、これを会議録に譲ることとい

たします。

これにて討論に入り、自由党、国民

民主党、日本社会党の各代表よりそれ

ぞ本案に対し賛成、日本共産党、労

働者農民党代表よりおの／＼反対の討

論が行われました。次いで採決いたし

ました結果、多数をもつて原案の通り

可決いたしました。

かくのことく、本補正予算に対しま

して自由党、国民党、日本社会党

の三大政党が一致して賛成したのであ

りまして、このまれに見得る事実は、

日本開発銀行に対する国民の期待がい

かに大きいかを裏書きするものと考え

るのであります。かかる期待に沿うた

めにも、同銀行の業務運営等につきま

しては、たとえば特別の監査機関を設

けて運営の適正化をはかれとの意見も

ありました点にもかんがみ、實に日本

経済の再建に寄與するよう、適正にして

効率的な運営が行われますることを

要望いたしまして、委員長の報告を終

る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 本件につき採

決いたします。本件の委員長の報告は

可決であります。本件を委員長の報告

の通り決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ

つて本件は委員長報告の通り可決いた

しました。(拍手)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案(内閣提出)

公共土木施設災害復旧事業費国庫

負担法案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。すなわち、内閣

提出、公共土木施設災害復旧事業費国

庫負担法案を議題となし、この際委員

長の御旨を求め、その審議を進められ

んことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

○副議長(岩本信行君) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法案を議題といたします。委員長の

報告を求めます。建設委員会理事田中

角榮君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

○副議長(岩本信行君) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負

担法案を議題といたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

の災害復旧事業費について、地方

公共団体の財政力に適応するよう

に国の負担を定めて、災害の速や

かな復旧を図り、もつて公共の福

祉を確保することを目的とする。

(定義)

この法律において「災害」と

は、暴風、こう水、高潮、地震そ

の他の異常な天然現象に因り生ず

る災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事

業」とは、災害に因つて必要を生

じた事業で、災害にかかつた施設

を原形に復旧する(原形に復旧す

ることが不可能な場合において當

該施設の従前の効用を復旧するた

めの施設をすることを含む。以下

同じ。)ことを目的とするものとい

う。

3 災害に因つて必要を生じた事業

で、災害にかかつた施設を原形に

復旧することが著しく困難又は不

適當な場合においてこれに代るべ

き必要な施設をすることを目的と

するものは、この法律の適用につ

いては、災害復旧事業とみなす。

4 この法律において「標準税率」

とは、地方公共団体(地方公共團

体の組合を除く。以下本條及び第

四條において同じ。)が地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該地方公共団体の

普通税(法定外普通税を除く)に

ついて同法第一條第一項第五号に

いう標準税率(標準税率の定め

い地方税については、同法に定め

られた。

この法律において「災害復旧事

業」には、地方公共団体の

標準税率を左の各号に定める額

に区分して連次に当該各号に定め

る率を乗じて算定した額の当該災

害復旧事業費の総額に対する率に

する率を乗じて算定した額の当該災

(国庫負担率)

第四條 前條の規定により地方公共

団体に対する当該災害復旧事

業費に対する費用の一部を負担

する場合における当該災害復旧事

業費に対する費用の一部を負

に相当する額については、四分の四

2 前項の災害復旧事業費の総額には、前條各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、國が施行するもの（北海道における災害復旧事業で國がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（二以上ある地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局又は港務局を組織するそれらの施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれらの地方公共団体の負担すべきものを含み、第二條第三項に規定する災害復旧事業の事業費のうち、災害にかかる施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる金額（以下超過事業費といふ。）を含まないものとする。

3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して國が前條の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する國の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方

公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する國の負担率に乘じたものの和とする。

4 國は、第二條第三項に規定する災害復旧事業費のうち超過事業費については、第一項の規定にかかわらず、それぞれの施設に関する改良工事について、國が他の法令又は予算の定めるところによりその費用の一部を負担し、又は補助する場合の例により、その費用を負担する。

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）
第五條 第三條各号に掲げる施設について國が施行する災害復旧事業の費用で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で國が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し前條の規定により國

が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

（適用除外）第六條 この法律は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 一箇所の工事の費用が十五万円に満たないもの

二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

三 維持工事とみるべきもの

四 明らかに設計の不備又は工事施工の粗疏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

五 基しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

六 河川、港湾及び漁港の埋立てに係るもの。但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

七 天然の河岸及び海岸の欠墮に係るもの。但し、維持上文は公益上特に必要と認められるものと認められる災害に係るもの

八 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

（国庫負担金の交付方法）第九條 國は、前條の規定により災害復旧事業費を決定したときは、

幅員一メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

2 前項第一号の場合において、一所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかる箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施工する

ことが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施工する地方公共団体が二以上あるもの

については、この限りでない。

（災害復旧事業費の決定）第七條 第二條の規定により國がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五條に規定する國が施工する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

3 國は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四條の規定による國の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施工された当該災害復旧事業の事業費に對応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（災害復旧事業の監督）第九條 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により國の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、當該災害復旧事業を適正に

当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される毎年度において、第四條の規定による國の負担率により負担金を交付する。

2 前項の場合において、國は、第四條の規定による國の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費（超過事業費に相当する部分を除く。）の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

3 國は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四條の規定による國の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施工された当該災害復旧事業の事業費に對応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（災害復旧事業の監督）第九條 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により國の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、當該災害復旧事業を適正に

実施するため、必要な検査を行
い、報告を求め、又は事業の施行
に關し必要な指示をすることがで
きる。

2 主務大臣は、都道府県知事をし
て、当該都道府県の区域に存する
市（地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）第一百五十五條第二項
の市を除く。以下同じ。）町村（市
町村の組合及び港湾法第四條第四
項第三号に掲げる港湾を管理する
港務局を含む。以下同じ。）に対し
て、政令で定めるところにより、
前項に規定する主務大臣の権限を
行使せることができる。

第十條 国の負担金の交付を受けた
地方公共団体が負担金に係る災害
復旧事業費を精算して主務
大臣の成功認定を受けなければな
らない。
(負担金の還付)

第十一條 国の負担金の交付を受け
る地方公共団体が、負担金に係る
災害復旧事業を施行せず、又は負
担金をその目的に反して使用した
ときは、主務大臣は、負担金のう
ちその施行しない災害復旧事業に

係る部分を交付せず、若しくは返
還させ、又は交付の目的に反して
使用した部分の負担金を返還させ
ることができる。

2 前項の規定により負担金の返還
を命ぜられた地方公共団体は、そ
の返還を命ぜられた金額を、遅滞
なく、國に返還しなければならな
い。

3 第九條第二項の規定は、第一項
に規定する主務大臣の権限につい
て準用する。

4 この法律（第五條及び第六條を
除く。）の規定は、第三條各号に
掲げる施設について地方公共団体
又はその機関が施行する災害復旧
事業で昭和二十五年以前の災害に
因るものうち、主務大臣による
事業費の決定があつて、國の負担
金の全部又は一部の交付をまだ受
けていないものについて準用す
る。この場合において、第四條第
一項中「第七條の規定により決定
された災害復旧事業費の総額」とあ
るのは「主務大臣が決定した災害復
旧事業費の総額（昭和二十三年一
月一日から同年十二月三十一日ま
でに発生した災害については、當
該災害復旧事業費の総額に政令で
定める率を乗じて補正した額）」
と、同條同項第一号中「當該年
度災害の発生した年の四月一日
の属する会計年度」とあり、又は
同條同項第二号若しくは第三号中
「當該年度」とあるのは「昭和二十
五年度」と読み替えるものとす
る。

は、政令で定めるところにより都
道府県知事が行う。

3 國は、政令で定めるところによ
り、都道府県知事が前項の規定に
よる事業を行うために必要な経費
を都道府県に交付しなければなら
ない。

4 この法律（第五條及び第六條を
除く。）の規定は、第三條各号に
掲げる施設について地方公共団体
又はその機関が施行する災害復旧
事業で昭和二十五年以前の災害に
因るものうち、主務大臣による
事業費の決定があつて、國の負担
金の全部又は一部の交付をまだ受
けていないものについて準用す
る。この場合において、第四條第
一項中「第七條の規定により決定
された災害復旧事業費の総額」とあ
るのは「主務大臣が決定した災害復
旧事業費の総額（昭和二十三年一
月一日から同年十二月三十一日ま
でに発生した災害については、當
該災害復旧事業費の総額に政令で
定める率を乗じて補正した額）」
と、同條同項第一号中「當該年
度災害の発生した年の四月一日
の属する会計年度」とあり、又は
同條同項第二号若しくは第三号中
「當該年度」とあるのは「昭和二十
五年度」と読み替えるものとす
る。

5 第五條の規定は、第三條各号に
掲げる施設について昭和二十六年
度以降において國がその全部又は
一部を施行する災害復旧事業で昭
和二十五年以前の災害に因るもの
についての地方公共団体の費用の
負担の割合について準用する。

6 殿林水産業池沼灾害復旧事業費
国庫補助の暫定指掌に関する法律
(昭和二十五年法律第百六十九号)
の一部を次のように改正する。

第七條中「この法律により國が
補助を行う」と「公共土木施設災害
復旧事業費国庫負担法（昭和二十
六年法律第 号）により國が費
用を負担する」と、「都道府県災害
土木費国庫負担ニ関スル法律（明
治四十四年法律第十五号）」を「こ
の法律」に改める。

8 第五條
1 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。
附 則
1 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。
2 都道府県災害土木費国庫負担二
関スル法律（明治四十四年法律
第十五号）
昭和二十五年度における災害復
旧事業費国庫負担の特例に関する
法律（昭和二十五年法律第百
八十九号）

第十三條 国が市町村に対して交付
する災害復旧事業費の負担金の額
の算定、交付及び還付並びに災害
復旧事業の成功認定に関する事務

第十四條
1 この法律により國が負担する
災害復旧事業費の負担金を主務大臣
が決定した災害復旧事業費の総額
と、同條同項第一号中「當該年
度災害の発生した年の四月一日
の属する会計年度」とあり、又は
同條同項第二号若しくは第三号中
「當該年度」とあるのは「昭和二十
五年度」と読み替えるものとす
る。

2 前項の規定により國が負担する
災害復旧事業費の負担金を主務大臣
が決定した災害復旧事業費の総額
と、同條同項第一号中「當該年
度災害の発生した年の四月一日
の属する会計年度」とあり、又は
同條同項第二号若しくは第三号中
「當該年度」とあるのは「昭和二十
五年度」と読み替えるものとす
る。

3 北海道における地方公共団体に
対して第三條の規定により國がそ
の費用の一部を負担する場合にお

負担法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

まず、本法案を政府が提出するに至りましたおもなる理由を申し上げます。昭和二十五年度は、一昨年シヤウブ氏の勧告の次第もありまして、公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な恒久的負担制度を確立するまでの暫定措置いたしまして、とりあえず全額國庫負担の特例を設け、実施して参つたのであります。その間、地方行政調査委員会議において、シャウブ勧告を基礎として恒久的制度を調査審議の結果、昨年十月、国会及び政府に対して、これに関する勧告が提出せられたのであります。政府はこの勧告を尊重いたし、地方の財政能力に即して災害のすみやかな復旧をはかり得る復元費の、国家財政の実情を勘案しつゝ、國と地方との間ににおける負担関係を合理的に調整したのが本法案であります。

次に本法案の大要について申し上げますと、第一に、災害復旧は施設の原形に復することを原則とし、それが不可能な場合においては、当該施設の從前の効用を發揮するための施設をすることと、かつ原形に復旧することが著しく困難または不適当な場合には、これにかわるべき必要な施設をすることが、すなわち、いわゆる超過事業をあります。昭和二十五年度は、一昨年シヤウブ氏の勧告の次第もありまして、公共土木施設の災害復旧事業は、合理的な恒久的負担制度を確立するまでの暫定措置いたしまして、とりあえず全額を當該年度のその団体の普通税の標準税収入見込額と比べて、その二分の一までは三分の一、その二分の一を越えて二倍までは四分の三、それ以上は全額をそれく國庫が負担するというスタイルであります。その間、地方公共団体の財政力に適応して算定することとしております。なお昭和二十五年以前の災害、すなわち過年度災害による復旧事業で、主務大臣が決定した國庫負担金の未交付分については、昭和二十五年度の標準税収入を基礎として、各年の災害復旧事業費の総額ごとに負担額をそれく國庫が負担するといふ方法により、個々の地方公共団体の財政力に適応して算定することとしております。

次に本委員会におけるおもなる質疑応答を申し上げますと、第一に、本法案第二條に規定する原形復旧に関する解説の問題であります。これについて次に本委員会におけるおもなる質疑応答を申し上げますと、第一に、本法

上としてあります。

第二に、國庫の負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額を當該年度のその団体の普通税の標準税収入見込額と比べて、その二分の一までは三分の一、その二分の一を越えて二倍までは四分の三、それ以上は全額をそれく國庫が負担するといふ

結果、昨年十月、国会及び政府に対して、これに関する勧告が提出せられたのであります。政府はこの勧告を尊重いたし、地方の財政能力に即して災害のすみやかな復旧をはかり得る復元費の、国家財政の実情を勘案しつゝ、國と地方との間ににおける負担関係を合理的に調整したのが本法案であります。

次いで討論に入り、自由党を代表しておられます。内閣は内閣は三分の四の國庫負担になつておつたの

第三は、内地は三分の二、北海道は五分の二から過増しているのに、北海道の形狀、橋梁、護岸等の基礎根入れの

わせを行うことができるものといたしました。また一箇所の工事費は、二十五年度の特例通り十五万円以上としてあります。

しかし困難または不適当な場合には、これがいかるべき必要な施設をするこ

とを考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

合ではないか。すなわち全国一律であ

ることも考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

は、二十五年度の特例通り十五万円以

上としてあります。

第三は、内地は三分の二から過増しているのに、北海道の形狀、橋梁、護岸等の基礎根入れの

わせを行うことができるものといたしました。また一箇所の工事費は、二十五年度の特例通り十五万円以上としてあります。

しかし困難または不適当な場合には、これがいかるべき必要な施設をするこ

とを考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

合ではないか。すなわち全国一律であ

ることも考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

合ではないか。すなわち全国一律であ

ることも考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

合ではないか。すなわち全国一律であ

ることも考慮に入れる旨の当局よりの

の判断が不可能な場合、すなわち水制

合ではないか。すなわち全国一律であ

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が

〔村瀬宣親君登壇〕

以上、簡単に御報告申し上げます。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が

以上、簡単に御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が

以上、簡単に御報告申し上げます。

して昨年よりもよたかになつておらぬいのみならず、年を追うて窮屈の度を加えているにもかわらず、昨年度全額国庫負担であつたものが、今年度から工事費の三分の一ないし四分の一を地方公共団体に負担せしめるということは、その改悪のはなはだしさに驚かざるを得ないのであります。(拍手)もちろん私は、地方公共団体の財政がゆたかになり、その標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において災害復旧費の一部を負担することは至当であると存じまするが、昭和二十六年度予算においては、地方財政委員会が最小限千二百九十九億円の平衡交付金を支出すべきであると要求したにもかかわらず、わずかに一千一百億円を計上しているにすぎず、さらに起債のわくについても、地方財政委員会の要求額六百十五億円に対し、わずかに四百億円を認めているにすぎない状態であります。

という重大なる柱を取除くことは、地方自治を倒壊に導くこととなるのでありますて、地方公共団体は、二十六年度予算の編成に窮した余り、あるいは三箇月の暫定予算を組み、あるいは六箇月の骨格予算を編成するなど、前途の見通し暗澹として、各所に責任問題を惹起しつつある今日、全額国庫負担をやめて、災害復旧費の三分の一ないし四分の一を地方に負担させ、それが地方公共団体の財政力に適応するよう改正したのだと放言するに至つては、地方住民を愚弄することと、これよりはなはだしきはないと存ずるのであります。（拍手）

さらに、本法案の内容を検討すると、災害額の大きさにより、国庫負担の率を三分の一、四分の三、四分の四の三段階にわかつているのでありまするが、この負担率には何らの科学的根拠もなく、地方公共団体の財政力に適応させるためには、これを四分の三、五分の四、五分の五とすることが一層合理的であり、また国庫負担のスライドの限界を、標準税収入の二分の二ないし二倍の線に置いておりますが、これも一倍の線に置くのが一層實情に合致する方法であります。」

災害にかかるた施設を原形に復旧する方法であります。

ことが技術上、経済上困難または不適当な場合、これにかわるべき必要な施設をなしたとき、その超過工事費について負担いたしておつたものが、本法案によれば、わずかに二分の一を国庫において負担するという改悪が行われておるのであります。（拍手）

最後に政府は、本法案は地方行政調査委員会議の勧告を尊重して提案したと言つておられまするが、地方行政調査委員会議は、災害復旧の完成年度を三年に限定すること及び予算の計上方法、特別会計の新設等についても勧告しているにもかかわらず、政府は時期尚早としてこれを採用しておらないのでありまするが、地方財政を崩壊の危機に瀕せしめたるまま、昨年実施した災害復旧費全額国庫負担を廢止することは、これこそ時期尚早であつて、眞に地方財政が彈力性を持ち、地方自治の基礎が確立せられるまで災害復旧費の全額国庫負担を継続すべきものと存するのであります。

以上の理由により、わが国民民主主義は本法案に反対するものであります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 濱戸山三三君。

〔濱戸山三三男爵登壇〕

○瀬戸山三男君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案につきまして賛成の意見を表明するものであります。

諸君御承知の通り、わが国は、地勢及び気象の関係からいたしまして、台風その他によりますところの天然災害がきわめて多く、ことに終戦後におきましては連年甚大なる被害を受けまして、さなきだに乏しい国土资源に莫大なる損害をこうむり、政府といわず、地方公共団体といわず、これが復旧並びに防除については並々ならぬ苦労ノ努力を続けておるであります。わが自由党及び現吉田内閣といたしましては、深くこの点に思いをいたしまして、これら災害の復旧はもちろん、さらに進んで災害予防の見地から治山治水の完璧を期し、もつて国土の保全開発をはかることを政策の根本要素として最大の努力を続けておる次第であります。が、いかんせん、貧弱なる現わが国の財政経済のもとにおいては、うにまかせないことは、まことに遺憾とするところであります。

本法案は、天然現象によつて生じる災害のうち、河川、道路その他のわゆる公共土木施設の災害の復旧にしまして、國と地方公共団体との復

財政力に適応するよう、に國の負担割合を定めまして、災害のすみやかな復旧をはかり、もつて公共の福祉を確保しようとするものであります。従来公共土木施設の災害復旧につきましては、明治四十四年制定せられました都道府県災害土木費国庫負担に関する法律によりまして、北海道につきましては復旧費の五分の四、つまり八割、北海道を除く他の都府県につきましては、一律に三分の一を国庫が負担することに相なつておりますが、昭和二十五年度におきましては、御承知の通り地方税法の大改正がありまして、地方財政の状況から見、またシャウブ勅告もありました関係から、試みに一年を限つて一律に全額国庫負担といたして参つたのでござります。

上林の民元年 丁未月

かつまた一日も早く復旧を要しまする工事の分量を増す上からも、まことに適切なる措置であると考えるのであります。この点につきましては、たゞいま反対意見述べられました民主党の諸君といえども、必ずや同感を禁じ得ないであろうと察知いたのであります。

さらにも、全國一律に三分の二を國庫が負担するということは、地方公共団体の財政力の強弱、災害の度合いから考へて、必ずしも適切な措置ではございません。

そこで本法案は、以上の二つの方策を改めまして、地方公共団体の財政力と災害の額とかみ合せまして、従来の誤りを正さんとするものであります。

すなわち、各地方公共団体の災害復旧事業費がその地方公共団体の標準稅收入の二分の一に相当する額までは國庫は三分の二を負担し、二倍に相当する額までは四分の三、二倍を越える額については全額を國庫が負担しようとす

るのあります。いわゆるスライド制をとつた、最も合理的なものであるといわなければなりません。もつとも北海道に關しましては同地方の後進性にかんがみまして、かつまた従来の負担額より減らすことは適切ではありませんので、北海道に關する限り、従来通り当分の間國庫負担額の最低を八割といたしておりますが、この点も当分の

措置として適切なものであると考えのであります。

以上のごとくでありまして、本法案は妥当なるものとして賛成するものであります。が、野党各派の諸君が本法案に反対されるのは、災害復旧を必要と言われるのではござりますまい。全国國庫負担を主張するがゆえに本法案

に反対だと申されるのは、國家財政の現状に対する認識を欠かれるか、ある

いはまた、ことさらこれを無視して、全額國庫負担の美名のもとに國民の稼働する党略だといふ感じを禁じ得ないのであります。

〔その通り〕現下、日本の財政経済の実態に沿いまして、まじめなる政治を、じみにやつて行こうといふのが自由党は、本法案に満腔の贊意を表するものであります。

ただ最後に一言——災害復旧をすみ

やかにする必要があることは全國民の要望であります。政府は、財政上さらにくふうと努力を重ねて復旧費を増額して、國民の要望にこたえられんことを要望して、私の討論を終ります。

○副議長(岩本信行君) 上林興市郎君。〔上林興市郎君登壇〕

○上林興市郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております公土木施設災害復旧事業費國庫負担法案に反対し、政府に対しまして、本法案を撤回して、現在実施されておる災害復旧費全額國庫負担法の継続法を提出すべきことを要求するものであります。

まず第一に、この法律案は建設行政の反動的な改悪であることであります。すなわち、現在施行されておる災害復旧費全額國庫負担法は、自然の災害に対しまして、災害地の特定地域のみにその犠牲を押しつけることなく、国家社会全体がこの責任を負担すると云ふ、いわゆる社会保障制度的考え方によつてつくつたものでありますことは、政府の説明があつた通りであります。この事情は、今日ます／＼深ま

つておるのであります。政府と與党とは、事業費をふやすといふ美名のもとに、再び特定地域の負担重加政策に遊轍させるこの法案は、吉田内閣の反動的建設行政の暴露であるといふべきであります。

第二の理由は、この法案は地方財政に対する過重な圧迫であつて、今日窮屈の底にあえぐ地方自治体の、とうてい耐えることのできないところであるからであります。今日地方財政の窮屈は、いまさら数字をあげるまで

もないところであります。しかも予算において、政府は極端に地方財政平衡交付金を削減しておるのであります。

それをこの上に、従来全額國庫負担のものを、再び三分の一を地方財政に負担せしめるこの法案は、地方自治を尊重し、育成すると宣伝する自由党並びに政府が、事実は過重な災害復旧の負担をせしめることによつて地方財政を破綻せしめる、すなわち羊頭を掲げて狗肉を売る欺瞞政策といわなければなりません。(拍手)

第三に、この法案はきわめて不公平なものであることがあります。すなわち、この法律案は、地方財政の実力に相応して國庫補助費を増加する、すなわちスライド制をとつておるのであります。しかるに、北海道だけを五分の四として、他を三分の二にしたことは不公平であつて、われ／＼北海道の五分の四に反対するものではありませんが、逆に他の部分も当然五分の四に引上げべきことを主張するのであって、これは明らかにこの政府の党利党略政

治を表明するものといわなければなりません。すなわちこの法律は、来るべき地方選舉において自由党を有利に覆

開せしめる意図が含まれていると疑われるものがあるのです。その事実としては、関係筋に提出した。最初

の政府案は、北海道も含めて三分の二國庫負担を規定していたものを、選舉の切迫にあわてた吉田内閣は、あわてこれをもらい下げ、開発途上の北海道を擁護するためとして、特別に

期日の切迫にあわてた吉田内閣は、あわてこれをもらい下げ、開発途上の北海道を擁護するためとして、特別に

国庫負担を規定していたものを、選舉の切迫にあわてた吉田内閣は、あわてこれをもらい下げ、開発途上の北海道を擁護するためとして、特別に

北海道を五分の四に引上げた事情が最も雄弁に物語ついてるものといわなければなりません。

しかも、この法律には、まったく予算的措置の裏づけがないのであります。すなわち、このスライド制によつて既定の事業計画量を遂行するためには數十億の補正予算が必要とするのであるが、これに対する建設大臣の答弁は、國家の予算上、資金上可能な範囲で増額することを折衝中だというのであります。従つて、予算上の保障がない以上は、結果においては既定計画事業量の縮小を來すものであり、建設大臣も、かかる結果になることを認めており、このことからも、いかに政府が災害復旧に冷淡であるかがわかるのであります。

以上の諸点から見て、わが社会党は、委員長報告の原案に反対し、政府がすみやかにこれを撤回して、全額國庫負担の現行法を継続する法律案をこの議会に提出すべきことを要求するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

郵便振替金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案、郵便法の一部を改正する法律案、郵便貯金法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、この際委員長の報告を求める、その審議を進められんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) これにて討論

委員会理事風間啓吉君。

○副議長(岩本信行君) 起立多数、よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

郵便振替金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵便振替料金法の一部を改正する

法律案
郵便振替手金法の一節を改正する

郵便振替金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改
る法律

郵便振替行金法目次中
正する

金に関する郵便振替料金
券に関する郵便振替料金
外加入者の郵便振替料金

公金等に関する郵便振替貯金
在外加入者の郵便振替貯金

第三條(國の保證) 國は、郵便振興局及び第四條を次のよう規定する。

貯金として受け入れた口座の貯金の拂出及びその貯金の利子の支拂を保証する。

憲例第十一章
第十條第一項中「振替及」
拂出家

請求することを「振替及び拂出の請求その他管令の定める請求又は届出をすること」を改める。

第十七條第一項但書中「及び口座の現在高が十万円を超える場合にお

けるその超過額を削る。

二節 債券に関する郵便振替貯金」に改め、「第三回
に関する郵便振替貯金」に改め、「第二回
二節 債券に関する郵便振替貯金」

卷之三

第二節 定積二編

郵便貯金法目次中
第四節 貯金

第五章 保管証券

証券整理貯金については、その

金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その拂もどしをすることができる。

第五條を次のよう改める。

(権利消滅の特例)

第五條 証券整理貯金についての預

金者の権利は、昭和二十四年八月

三十一日までは、郵便貯金法第二

十九條第一項の規定にかかる

ず、消滅しない。

第六條中「記入の請求」を「記入」に

改める。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月一

日から施行する。

法律案（内閣提出）に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

郵便貯金法に基いて保管する証券の

整理に関する法律の一部を改正する

法律案（内閣提出）に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律

十九條を次のよう改める。

第十九條（現金及び貴重品の差出方）

現金又は郵政大臣の指定する貴金

属、宝石その他の貴重品を郵便物

として差し出すときは、これを書

留の郵便物としなければならな

い。

第二十條第一項中「印紙」を

「印紙」に改める。

第二十二條第一項中「及び往復葉

書」、「往復葉書及び小包葉書（小

包郵便物の外部に添附して同時に送

達するもの）」に改め、同條第一項中

第五條第三項の次に次の二項を加える。

何人も、第一項の規定に違反し

て信書の送達を業とする者に信書

の送達を委託し、又は前項に掲げ

る者に信書（同項但書に掲げるも

のを除く。）の送達を委託してはな

らない。

第十三條第二項中「内閣総理大臣

及び郵政大臣が、命令でこれを定め

る。」を「郵政大臣及び経済安定本部

総裁が、命令でこれを定める。」に改

める。

第十七條第一項第一号中「四キロ

グラム」を「六キログラム」に改め、

同項第二号を次のよう改める。

二 小包郵便物

重量 長さ百十センチメートル、幅及び厚さの合計

二メートル

重量 六キログラム

第十九條を次のよう改める。

第十九條（現金及び貴重品の差出方）

現金又は郵政大臣の指定する貴金

属、宝石その他の貴重品を郵便物

として差し出すときは、これを書

留の郵便物としなければならな

い。

第二十條第一項中「印紙」を

「印紙」に改める。

第二十二條第一項中「及び往復葉

書」、「往復葉書及び小包葉書（小

包郵便物の外部に添附して同時に送

達するもの」に改め、同條第一項中

「、往復葉書にあつては四円」の下

に「、小包葉書にあつては三円」を加

え、同條第三項但書を次のように改

めること。

但し、通常葉書及び往復葉書

は、省令の定めるところにより、

郵政大臣の定める通常葉書又は往

復葉書の規格及び様式を標準とし

て、これを私製することを妨げな

い。

第二十二條第五項の次に次の二項

を加える。

この場合において、同條第一項

中「他の物」とあるのは、「小包葉

書以外の物」と読み替えるものと

する。

小包葉書については、第五章の

規定による特殊取扱をしない。

第二十三條第三項第一号中「号を

逐つて」の下に「毎号千部以上を」を、

同項第三号中「目的とし」の下に「広

告掲載部分が印刷部分の三分の一以

下のもので、」を加え、同條第五項

を次のように改める。

第一 地帶あとのもの

（い） 同一郵便区内、部の区の

存する区域内外は同一市町村

内のみにおいて発着するもの

重量一キログラムまで二十五

円とし、一キログラムをこえ

る一キログラム又はその端数

ことに十五円を増す。

（ろ） その他のもの

重量一キログラムまで三十五

円とし、一キログラムをこえ

る一キログラム又はその端数

ことに十五円を増す。

第二 地帶あとのもの

重量二キログラムまで四十五

円とし、一キログラムをこえ

る一キログラム又はその端数

ことに十五円を増す。

第三 地帶あとのもの

重量二キログラムまで五十五

円とし、一キログラムをこえ

る一キログラム又はその端数

ことに十五円を増す。

第三十二條第三項中「通貢」を「現

金」に「三倍以上の額に相当する通

貨」を「二倍以上の額に相当する現金

又は有価証券（郵政大臣の指定する

ものに限る。」に改め、同條の次に

次の二項を加える。

官公署、特別の法律をもつて設

立された公団、營團、公社、金庫

及び公庫、日本国有鉄道並びに日

本銀行に対しては、前項の担保を

免除する。

第三十二條の次に次の二項を加え

る。

第三十二條の二（料金受取人拂）書

状及び郵便葉書で、これを受け取

るべき者が、省令の定めるところ

により、郵政省の承認を受け、郵

便料金はその者において支拂うべ

き旨の文言及び郵政省の承認番号

を表示したものは、特殊取扱とし

ないでその者において差し出され

合に限り、差出人において、その

料金を納付することを要しない。

前項の規定により差し出された

書類及び郵便葉書については、受

につき一円の手数料を加算した額を納付しなければならない。

第三十八條第三号中「及び保険扱料」を削り、第四号中「郵便私書箱」を「引き続き一年以上使用した郵便箱」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五 第三種郵便物の認可をしない旨の通知をした場合における認可申請の繳納付した料金の半額を「三十円」に改め、同号の下に「同條止した日から六箇月」の下に「同條

第五号の料金については、郵政大臣から認可をもない旨の通知を受けた日から六箇月」を加える。

第四十三條第二項第二号中「電信によるもの(あて名変更)百六十円」とするもの(あて名変更)百六十円

を「電信によるもの額に二十円を加えた金額」

に改める。

第四十四條第二項中「保険扱」及び「保険扱料」を削る。

第五十條第二項を次のよう改め。

第三十九條中「私設又は使用を廃止した日から六箇月」の下に「同條

郵便私書箱の使用期間及び使用料は、左の表の通りとする。

期使間用	使 用 料
当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上あるとき	当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が一百以上二百未満であるとき
三百六十円	二百四十円
六箇月	六百三十円
一年	一千八百円
一年以上(つき)	七百二十円
三箇月	二百四十五円
以 上	四百五十円
六箇月	五百十円

第五十三條第一項中「書留若しくは保険扱とした通常郵便物又は小包郵便物」を「小包郵便物又は書留とした通常郵便物」に改め、「又は保険扱料」を削る。

第五十七條中「保険扱」を削る。第五十八條及び第五十九條を次のよう改める。第五十九條(新設)書留の取扱においては、郵政省において、当該郵

郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合には、第一項の損害賠償額は、その物の時価をこえない額であつて、五十万円をとえないものでなければならない。

前項の場合において、その物の評価が困難なため、差出人が第

一項の損害賠償額の申出をしなかつたときは、損害賠償額を千円と

して申し出たものとみなす。

郵便物は、左の通りとする。

一 郵便物の内容たる物が現金である場合

現金の額が千円以下であるも

の場合は、左の通りとする。

一 書留とした郵便物の全部を亡失したとき

は現金の額が千円をこえる人

は、その現金の額と同額であつて、五万円をこえないものでなければならぬ。

第五十九條 削除

第六十條第二項中「通常郵便物」に改める。

第六十一條第一項中「二千円」を「二十円、小包郵便物については三十円」とする。

第八十一條中「五千円」を「五万円」に改める。

第六十四條第一項中「又は保険扱」を削り、同條第三項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十八條第一項第一号中「又は保険扱」を削り、同條第二項を次のよう改める。

「五十万円」に改める。

第六十九條第一項中「二千円」を「二千円」とする。

第八十二條第一項中「二千円」を「二万円」に、同條第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第八十三條第一項中「二千円」を「二万円」とする。

第八十二條第一項中「二千円」を「二万円」に、同條第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第八十三條第一項中「二千円」を「二万円」に改める。

第七十九條中「三千円」を「五万円」に改める。

第八十條第一項中「二千円」を「二万円」に、同條第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第八十一條中「五千円」を「五万円」に改める。

第八十一條の二(郵便を不正に利用する罪)詐欺、恐かつ又は脅迫によつて改める。

第八十一條の二(郵便を不正に利用する罪)詐欺、恐かつ又は脅迫の目的をもつて、裏美に反する住所、居所、所在地、氏名、名前又は通信文を記載した郵便物を差し出し、又は他人にこれを差し出せた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第八十二條第一項中「三千円」を「三万円」に改める。

第八十二條第一項中「二千円」を「二万円」に改める。

第八十二條 削除

第八十二條 削除

第七十六條第一項中「二万円」を「十万円」に改める。

第七十七條及び第七十八條中「五千円」を「五万円」に改める。

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物、この法律の施行前になされた第三種郵便物の認可の申請及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお從前の例による。

別
表

の如きは、小説的であるが、實に現実的である。即ち、當時の社會的、政治的情勢を如實に寫すのである。

郵便貯金の一部拂いもどしの場合の金額の端数制限を四位以上に引き上げたこと等であります。これらの改正は、預金者の利便をはかり、または経済事情の変化に伴い規定の整備を行おうとするものであります。

次に、郵便振替局金法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案制定の理由は、郵便貯金法の改正の場合とまつたく同一の趣旨であります。その内容とすることは、代理署名人の権限を拡張したこと、公益事業、すなわち電気及びガス事業の料金納付のために、公金の例に準じ特別取扱いをする道を開いたこと、郵便振替貯金の口座の現在高が十万円を超えた場合に、その超過額に対しても利息を支拂うこと等であります。

最後に郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一項を改正する法律案において申上げます。本法律案の状況にかんがみ、従来預金者の請求によつて、証券整理貯金の金額を、その組み入れられた通常郵便貯金等の通帳に記入していくのを、預金者の請求を待たず、積極的に右通帳に記入し得ることに改め、整理の促進をはかるとともに、從来特別に定められていましたとしておるのであります。

以上、諸法律の概要を御説明申し上

げたのであります。本月一日付託を受けて以来、委員会はしばらく会議を開いて慎重審議を重ねたのであ

ります。それらは会議録によつて御承知を願います。

次いで採決に入り、まず郵便振替貯

金法の一部を改正する法律案、郵便貯

金法の一部を改正する法律案及び郵便

貯金法に基いて保管する証券の整理に

関する法律の一部を改正する法律案に

つき一括審査を語りましたところ、大

多数をもつて可決、次に郵便法の一部

を改正する法律案に対する修正案を、

引き続き右修正案の修正部分を除く原案

を、それも同じく大多数をもつて可

決いたしました結果、右原案は修正議

決を見た次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。

(拍手)

（参考）
委員会はしばしば会議を開きました。法律案の理由、内容につき、あらゆる角度から検討を加え、政府側との間に詳細にわたつて質疑応答を重ねましたほか、郵便法関係につきましては、特に利害関係者を招致して参考意見を聴取する等、慎重審議を盡したの

に譲りたいと思います。

かくて委員会は、本二十九日をもつて各法案に対する質疑を全部終了いた

したのであります。その際、白井佐吉君より、第三種郵便物の認可条件は、現行規定で運用上支障がないばかりでなく、さらに毎号千部以上定期に発行するものであること、及び広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のものであることの二條件をつけ加えること

であります。

（内閣提出）

公庫の予算及び決算に関する法律案（内閣提出）

（内閣提出）

公庫の予算及び決算に関する法律案（内閣提出）

<p

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

(前項の歳入歳出予定計算書に

は、左の書類を添附しなければな

らない。

(前項の歳入歳出予定計算書に

は、左の書類を添附しなければな

らない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の貸付計画表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益の処分)

第八條 この会計において、毎会計

年度の損益計算上利益を生じたときは、政令で定めるところにより、これを一般会計に繰り入れなければならない。

この会計において、毎会計

年度の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金（当該年度において、前條の規定により一般会計に繰り入れなければならない額があるときは、その額を控除しても）を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(剰余金の繰入)

第九條 この会計において、毎会計

年度の決算上剰余金を生じたとき

は、当該剰余金（当該年度において、前條の規定により一般会計に

繰り入れなければならない額があ

るときは、その額を控除しても

（翌年度の歳入に繰り入れな

ければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び

送付)

一 前前年度の貸借対照表及び損

益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸

借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の貸付計

画表

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算

は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項

に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益の処分)

第八條 この会計において、毎会計

年度の決算上利益を生じたとき

は、当該年度の貸借対照表及び損

益計算書を添附しなければなら

ない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(経費支出の制限)

第十條 この会計において、第十

二條の規定による借入金の利子及

び事務取扱費その他の諸費を支出

するには、毎会計年度末における

これらの経費の支出額の合計額

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する算書を添附しなければならない。

この会計において、支拂

を支弁するため必要があるとき

は、第三條に規定する資本の額の範囲内で予算をもつて定める額を

限度として、この会計の負担において、資金運用部から借入金をす

ることができる。

(資金交付)

第十二條 この会計において貸付金を支弁するため必要があるとき

は、第三條に規定する資本の額の範囲内で予算をもつて定める額を

限度として、この会計の負担において、資金運用部から借入金をす

ることができる。

(資金交付)

第十三條 前條の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、

大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付

しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第七條 第十三号の三を同條第十一号の四とし、同條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 農林漁業資金金融通特

別会計の經理を行うこと。

第十八條 この会計において、支拂

の義務の生じた歳出金で、当該年度

の出納の完結までに支出済となら

なかつたものに係る歳出予算は、

翌年度に繰り越して使用すること

ができる。

(支出未済額の繰越)

第十九條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

が当該年度末における貸付金の利息及び附属収入の収納済額の合計額をとしないようにしなければならない。

(実施規定)

この法律は、法施行の日から施行する。

第十九條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

この法律は、法施行の日から施行する。

(余裕金の預託)

第十六條 この会計において、支拂

上現金に余裕があるときは、資金

運用部に預託することができる。

(附 则)

1 この法律は、法施行の日から施行する。

第二条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよう

に改正する。

第七條第十三号の三を同條第十一

号の四とし、同條第十三号の二

の次に次の一号を加える。

十三の三 農林漁業資金金融通特

別会計の經理を行うこと。

第三条 退職員に支給する退職手当支

給の財源に充てるための特別会計

等からする一般会計への繰入及び

納付に関する法律（昭和二十五年

法律第六十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一條中「国営競馬特別会計」

の下に「農林漁業資金金融通特別会

計」を加える。

第十九條 第一項の規定により繰越をした

会計検査院に通知しなければなら

ない。

第三条 第一項の規定により繰越をした

会計検査院に通知しなければなら

ない。

第十九條 第一項の規定により繰越をした

会計検査院に通知しなければなら

ない。

公庫の予算及び決算に関する法律

案

公庫の予算及び決算に関する法律

(通則)

第一條 国民金融公庫及び住宅金融公庫以下「公庫」という。)の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関しては、この法律の定めるところによる。

(事業年度)

第二條 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日(予算の作成及び提出)に終る。

第三條 公庫は、毎事業年度の收入及び支出の予算を作成し、主務大臣を経由して、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利子その他の資産の運用に係る収入及び附属収入とする。

3 第一項の支出は、国民金融公庫にあつては借入金の利子、事務取扱費、固定資産の取得に要する経費並びに附屬諸費として、住宅金融公庫にあつては借入金の利子、事務取扱費、業務委託費、

要する経費及び附属諸費とする。

4 第一項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

(予備費)

第五條 公庫の予算是、予算総則及び收入支出予算とする。

2 公庫の收入支出予算は、收入の性質及び支出の目的に従つて、款及び項に区分する。

3 前二項に規定するものを除く外、公庫の予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣とはかつて定める。

(予算の提出)

第六條 公庫は、予見し難い予算の不足に充てるため、公庫の予算に予備費を計上することができる。

(予算の議決)

第七條 公庫の予算の国会の議決に關しては、國の予算の廻次例による。

(予算の通知)

第八條 内閣は、公庫の予算が国会の議決を経たときは、國会の議決したところに従い、主務大臣を経由して、直ちにその旨を公庫に通知する。

2 公庫は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 前項の規定により国会に提出する予算には、前條第四項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定によ

(予算の形式及び内容)

第五條 公庫の予算是、予算総則及び收入支出予算とする。

2 公庫の收入支出予算は、收入の性質及び支出の目的に従つて、款及び項に区分する。

3 前二項に規定するものを除く外、公庫の予算の形式及び内容は、大蔵大臣が、主務大臣とはかつて定める。

(予算の修正)

第六條 公庫は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

3 事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これに予算の修正により変更した第三條第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

(追加予算)

第七條 公庫は、予算の作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに追加予算の作成により変更した第三條第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができる。

2 第三條第五項及び第四條の規定は、前項の規定による予算の修正について適用する。この場合において、第四條第三項中「前條第四項各号に掲げる」とあるのは「第十一条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

(暫定予算)

第八條 公庫は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執

行することができない。

2 公庫は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執

行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定によ

る通則があつたときは、その旨を

2 第二條第二項、第三項及び第五

項並びに第四條の規定は、前項の

会計検査院に通知しなければならない。

2 公庫は、前條第一項に規定する

に計上すべき」と、第四條第三項

中の「前條第四号各号に掲げる」とあるのは「第十條第一項に規定する」に読み替えるものとする。

(目節の区分)

第六條 公庫は、前條第一項の規定による通知を受けたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

2 第二條第二項、第三項及び第五

項並びに第四條の規定は、前項の

会計検査院に通知しなければならない。

2 第二條第二項、第三項及び第五

項並びに第四條の規定は、前項の

会計�査院に通知しなければならない。

事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他當該予算の参考となる事項に関する種類を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出することができ

る。

2 第三條第一項、第三項及び第五項並びに第四條の規定は、前項の規定による暫定予算について適用する。この場合において、第三條第二項又は第三項中「前項」又は「第一項」とあるのは「第十二條第一項の暫定予算に計上すべき」と、

第四條第三項中「前條第四項各号に掲げる」とあるのは「第十二條第一項に規定する」と読み替えるものとする。

3 暫定予算は、當該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、この暫定予算に基く支出があるときは、これを當該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

(予算の目的外使用の禁止)

第十三條 公庫は、支出予算については、當該予算の各項に定める目的の外に使用してはならない。

4 (移用及び流用)

第十四條 公庫は、予算に定める各

項の経費の金額については、各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基きあらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を受けて移用することができる。

2 公庫は、大蔵大臣の指定する各目又は各節の経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。この間又は節の間において彼此流用することができない。

3 公庫は、第二項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、同一項のうちで當該目又は節の間ににおいて彼此流用することができる。

4 公庫は、第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

5 大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定による移用又は流用について承認をしたときは、その旨を公庫及び会計検査院に通知しない。

6 第一項但書、第二項又は第三項の規定により移用又は流用をした経費の金額については、收入支出

項の経費の金額においては、各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基きあらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を受けて移用することができる。

2 (支出負担行為計画及び支拂計画)

第十五條 公庫は、第八條第一項の規定による通知を受けた予算に基づいて、その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」という。)による所要額及び支拂の所要額について、大蔵大臣の定めるところにより、支出負担行為又は支拂の計画に関する書類を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

3 (決算の完結)

第十六條 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十日までに完結しなければならない。

2 前項の規定による承認があつたときは、その承認に係る予備費使用書に掲げる経費については、第八條第一項の規定による予算の通じがあったものとみなす。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(決算報告書等の会計検査院への送付)

第十九條 内閣は、前條第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、前條第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

2 公庫は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、選拂の負担行為及び支拂をするには、大臣の承認を受けたときは、選拂なくその財務諸表を公告しなければならない。

(決算報告書等の国会への提出)

第二十條 内閣は、前條第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、前條第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

2 公庫は、前項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、選拂の負担行為及び支拂をするには、大臣の承認を受けたときは、選拂なくその財務諸表を公告しなければならない。

(決算報告書等の国会への提出)

第二十一條 内閣は、会計検査院の

検査を経た公庫の決算報告書に第十八條第一項の財務諸表を添え、

国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の繰越)

第二十二條 公庫の毎事業年度の支

出予算は、翌年度において使用することができない。但し、年度内に支出負担行為をし、避け難い事

由のため年度内に支拂を終らなかつた支出に係る支出予算は、翌年

度に繰り越して使用することがで

きる。

第二十三條 公庫は、前條但書の規

定による繰越をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額

を明らかにして繰越計算書を作製し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣に送付し、その承認を受けなければならぬ。

- 2 公庫の昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算については、な
お従前の例による。

3 公團等の予算及び決算の暫定措

置に関する法律(昭和二十四年法
律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第一條中「国民金融公庫、住宅

金融公庫、」及び「船舶運営会」を

削る。

附則中「この法律」を「こ

の法律」に改め、附則に第二項と

して次の二項を加える。

2 価格調整公團、食糧配給公團、

肥料配給公團、油糧砂糖配給公
團、産業復興公團、鉱工品貿易公

團があると認めるときは、公庫に對

する執行の適正を期するため必要

(大蔵大臣に対する報告等)

4 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第二十一條中「公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)」を「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)」の下に「又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第号)」を「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)」の下に「又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第号)」を加える。

5 第二十二条を次のように改める。
第二十二条を次のように改める。
第一條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律案に対する修正案
公庫の予算及び決算に関する法律案に対する修正案
公庫の予算及び決算に関する法律案に対する修正案
公庫の予算及び決算に関する法律案の一部を次のようにより改める。
第二十二条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。

6 住宅金融公庫法(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次の二項を加える。
第一項の利益金の計算の方法及び納付の手続については、政令で定める。
7 第二十五条に次の二項を加える。
第一項の規定による借入金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の一般会計の収入とする。
8 第二十七条の二、公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金をしてることができる。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

9 改正後の国民金融公庫法第二十

り修正案が提出されましたが、その第一点は、政府案によりますと、今回の改正により、二十六年度において有利な退職手当を支給されることになる職員の対象を拡張いたして、二十六年度における行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理による退職者にも及ぼさうとするものであります。第二点は、政府案においては、改正法の施行期日は公布の日となつておるのを、改正法施行前においても適用せんとするものであります。

次いで本三十九日、本案及び修正案を一括して討論採決に入りましたところ、田中委員は社会党を代表して、希望條件を付し賛成の旨討論せられました。次いで修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) まず農林漁業資金融通特別会計法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本来を委員長の報告の通り決するに賛成の者起立。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に公庫の予算及び決算に関する法律について採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は

委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。

次いで本三十九日、モーターボート競走法案につき採決いたしました。モーターボート競走法案の委員長の報告は修正であります。

次にモーターボート競走会理事坪内八郎君

通り決しました。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○福永謹司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、神田博君外四十九名提出、モーターボート競走法案を議題ととなし、この際委員長の報告を求めるに賛成の諸君の起立を求めます。

モーターボート競走法案(神田博君外四十九名提出)

第一條 施行者並びにモーターボート競走会及び全國モーターボート競走会連合会

第二條 モーターボート競走に關する法律の性質の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他

第三條 施行者は、競走の実施を當該都道府県に設立するモーター

第四條 競走会は、競走の実施を當ボート競走会(以下「競走会」といふ。)に委任することができる。(競走会及び全国競走会連合会)

第五條 競走は、競走場で行わなければならぬ。

第六條 競走場、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員は、全国競走会に登録されたものでなければならない。

第七條 施行者は、登録規準に合致する競走場、選手、ボート、モーター及び審判員については、その登録を拒むことはできない。

第八條 施行者は、競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

第九條 競走に出席する選手、競走に使用するボート及びモーター及び審判員の登録、各施行者の競走日程

うのは、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーター

ボート競走(以下「競走」といふ。)を行なうことができる。

2 施行者以外の者は、勝舟投票券

その他の類似するものを発売

して、競走を行つてはならない。

3 施行者は、競走の実施を當たします。委員長の報告を求めます。

(競走の実施の委任)

第三條 施行者は、競走の実施を當該都道府県に設立するモーター

ボート競走会(以下「競走会」といふ。)に委任することができる。

(競走会)

第四條 競走会は、競走の実施を當

地の性質の向上等品質の改善、モーターボートに関する海外宣伝その他

第五條 競走は、競走場で行わなければならぬ。

第六條 競走場、競走に出場する選

手、競走に使用するボート及び

モーター並びに審判員は、全国競

走会に登録されたものでなければならぬ。

第七條 施行者は、登録規準に合致する競走場、選手、ボート、モーター及び審判員については、

その登録を拒むことはできない。

第八條 施行者は、競走を開催する

ときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

の作成その他の競走の実施に関する指標調整並びにモーター

ボート競走(以下「競走」といふ。)に關する事項の振興を目的とする。

4 競走会及び全国競走会連合会

は、民法(明治二十九年法律第十八

九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立される法人

と zwar。

第三章 競走の実施

(競走場)

第五條 競走は、競走場で行わなければならぬ。

第六條 競走場、競走に出場する選

手、競走に使用するボート及び

モーター並びに審判員は、全国競

走会に登録されたものでなければならぬ。

第七條 施行者は、登録規準に合致する競走場、選手、ボート、モーター及び審判員については、

その登録を拒むことはできない。

第八條 施行者は、競走を開催する

ときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

第九條 競走に出席する選手、競走に使用するボート及びモーター及び審判員の登録、各施行者の競走日程

発売することができる。

2 施行者は、前項の勝舟投票券一枚分を一枚をもつて代表する勝舟投票券を発売することができる。

(勝舟投票券の購入等の禁止)
第九條 左の各号の一に該当する者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けなければならない。但し、第二号に該当する者が、みずからその運営に従事しない競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けた場合は、この限りでない。

一 選手、審判員、競走会の役員並びに全国競走会連合会の役員及び職員。

二 前号に掲げる者を除き、競走監督官及び競走の執行委員、事務員、会計係員、連絡係員その他他の競走の運営に従事する者

(拂戻金)

第十條 施行者は、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての勝舟投票券の売上金（勝舟投票券の発売金額から第二十條の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五に相当する金額の拂戻金を当該勝舟に対する各勝舟投票券にあん分して交付しなければならない。

二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝舟がなかつたこと。

2 勝舟投票の的中者がない場合に

おける売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該

競走における勝舟以外の出走した左の各号の一に該当する者

は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けなければならない。但し、第二号に該当する者が、みずからその運営に従事しない競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けた場合は、この限りでない。

一 選手、審判員、競走会の役員並びに全国競走会連合会の役員及び職員。

二 前号に掲げる者を除き、競走監督官及び競走の執行委員、事務員、会計係員、連絡係員その他他の競走の運営に従事する者

(投票の無効)

第十二條 勝舟投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 出走すべきモーターボートがなくなり、又は一隻のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。
三 競走に勝舟がなかつたこと。

2 発売した勝舟投票券に表示され

たモーターボートが出走しなかつた場合は、そのモーターボート

に対する投票権法（以下「連勝式勝舟投票法」という。）にあつてはそのモーターボートの属する組に対する投票は、無効とする。

三 勝舟と/orする勝舟投票法（以下「連

勝式勝舟投票法」という。）にあつてはそのモーターボートの属する組に対する投票は、無効とする。

金の債権は、三十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

二 選手の出場を停止すること。
三 入場を拒否し、又は入場者に對し競走場外への退去を命ずること。

（券面金額及び入場料の返還の禁止）
第十五條 施行者は、第十二條第三項に規定する場合を除くの外、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同

様である。

（競走の公正を確保するための措置）
第十六條 全国競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施を確保す

るため必要があると認めるときは、モーターボートの出走停止又は選手の出場停止の処分をすることができる。

（国庫納付金）
第十九條 施行者は、勝舟投票券の売上金の額の百分の二十五に相当する金額を自己の收入とするものとする。

（国庫納付金）
第二十條 施行者は、前條の規定により自己の收入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（競走場内の取締）
第十七條 施行者は、競走場内の秩序を維持するため、入場者の整理、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

（競走会への交付金）
第二十一條 施行者は、競走会に競走の実施を委任したときは、第十九條の規定により自己の收入とすべき金額の中から、勝舟投票券の売上金の額の百分の五を超えない金額を当該競走会に交付しなければならない。

（拂戻金及び返還金の償償の時効）
第十八條 施行者は又は競走会は、競走の公正且つ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をする

（施行者の負担する実施に要する費用）
第十九條 施行者は、第十九條の

規定により自己の收入とすべき金額から前二條の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、競走の実施につき競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

第五章 競走の実施について
(勝舟投票券の発売停止等)

第二十二條 運輸大臣は、施行者、競走会又は全国競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基づいてする处分に違反したときは、当該施行者、競走会又は全国競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝舟投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該施行者、競走会事後に聽聞をすることができる。

(競走監督官)

二十四條 運輸大臣は、運輸省の職員に、その身分を示す証票を携帯させて、勝舟投票券の発売、拂

戻金及び返還金の交付その他の競走の実施に関し、監督を行わせることができる。

2 前項の職員は、競走監督官として

(届出又は報告)

第二十五條 運輸大臣は、施行者か

ら、競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

(委任事項)

第二十六條 この法律に定めるもの外、競走の実施の委任に関する事項、競走場、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター並びに審判員の登録規準

その他の登録に関する事項その他この法律の施行に関する必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 罰則

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はその刑を併科する。

1 第二條第一項の規定に違反した者

2 前項に規定する者が除

3 地方財政委員会設置法(昭和二十五年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

4 前條第三号に規定する行為の相手方となつた者

5 第二十九條 競走会若しくは全国競走会連合会の役員、競走の執行委員その他の競走の運営に従事する者又は選手が、その職務又は競走に関する事項をし、あわせて競走事業に寄與するとともに、地方公共団体に勝舟投票券を発売して行うモーター・ボート競走を行ふ道

6 モーター・ボート競走の施行に

7 第二十四條第一項第五号の次に

三 第九條の規定により勝舟投票券の購入又は譲受を禁止されている者であつて前号に規定する

行為の相手方となつた者

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

1 第九條の規定により勝舟投票券の購入を禁止している者であることを知りながら、その者

2 第十九條第一号に規定する行為の相手方となつた者

3 第二十九條 競走会若しくは全国競走会連合会の役員、競走の執行委員その他の競走の運営に従事する者又は選手が、その職務又は競走に関する事項をし、あわせて競走事業に寄與するとともに、地方公共団体に勝舟投票券を発売して行うモーター・ボート競走を行ふ道

4 第二十四條第一項第五号の次に

5 第二十四條第一項第五号の次に

6 モーター・ボート競走の施行に

7 第二十四條第一項第五号の次に

8 第二十四條第一項第五号の次に

9 第二十四條第一項第五号の次に

10 第二十四條第一項第五号の次に

11 第二十四條第一項第五号の次に

12 第二十四條第一項第五号の次に

13 第二十四條第一項第五号の次に

14 第二十四條第一項第五号の次に

15 第二十四條第一項第五号の次に

16 第二十四條第一項第五号の次に

17 第二十四條第一項第五号の次に

18 第二十四條第一項第五号の次に

19 第二十四條第一項第五号の次に

20 第二十四條第一項第五号の次に

21 第二十四條第一項第五号の次に

22 第二十四條第一項第五号の次に

23 第二十四條第一項第五号の次に

24 第二十四條第一項第五号の次に

しえはなすべき行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

たときのできる市町村を指定する。

3 前二項の場合において、收受した賄は、没収する。もし、その全部又は一部を没収することができない場合には、その価額を追徴する。

4 前項の場合は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

5 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

6 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

7 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

8 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

9 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

10 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

11 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

12 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

13 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

14 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

15 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

16 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

17 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

18 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

19 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

20 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

21 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

22 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

23 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

24 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

25 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

26 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

27 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

28 第三十條 前條第一項又は第二項に規定する賄は、モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

二十四モーター・ボート競走を行ふことのできる市町村を指定する。

モーター・ボート競走法(神田博君提出)に関する報告書

施に関する指導調整等をはかるため全
国競走会連合会を設けることあります
。第四点は、競争の公正を期するた
め、必要な事項につきましては運輸大
臣の監督を受けることあります。第
五点は、施行者の收支につきまして、
その扱い方並びに率を明らかに規定し
たのであります。

本法案は、三月十三日、本委員会に
付託され、翌十四日提出者より提案理
由の説明を聽取し、三月二十四日参考
人の意見を徴する等、慎重に審議を行
つたのであります。次いで質疑に入り
まして、施行者が国庫に納付する金
は、これを船舶、船舶用機関の性能の
向上、海事思想の普及等の支出に充
るべきではないか、また競馬、競輪、
オートバイ競走並びにモーターボート
等の競走が各省区々に監督され、その実
施の統一あるいは調整がとれない段階
に立ち至ると思われるから、政府にこ
れら競走を一元的に監督する機関を設
ける意思はないかなどの質問に対し、
それ／＼答弁がありました。その他詳
細は会議録に譲ることといたします。

かくて討論を省略いたしまして、た
だちに採決の結果、起立全員をもつて
本法案は原案通り可決いたしました。
右御報告いたします。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は可決であり
ます。本案を委員長の報告の通り決す
るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。(拍手)

明三十日は定刻より特に本会議を開
きます。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後七時六分散会

出席国務大臣

内閣總理大臣	吉田	茂君
外務大臣	池田	勇人君
大蔵大臣	天野	貞祐君
文部大臣	黒川	武雄君
通商産業大臣	廣川	弘輝君
運輸大臣	横尾	龍君
農林大臣	山崎	猛君
郵政大臣	田村	文吉君
電気通信大臣	増田甲子七君	
建設大臣	周東	英雄君
國務大臣	岡野	清豪君
國務大臣	周東	英雄君
内閣官房長官	岡崎	勝男君
出席政府委員		

農業委員会法の施行に伴う関係法令
の整理に関する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定措置に関する法律の一部
を改正する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律

食糧配給公团の清算経費の財源に充
てるための剩余金の使用に関する法
律

関税法の一部を改正する法律

国家行政組織法の一部を改正する法
律

漁船法の一部を改正する法律

一、昨二十八日国会において議決した
次の予算を内閣に送付し、その旨參
議院に通知した。

大蔵官銀行局長 舟山 正吉君

厚生省医務局長 東 龍太郎君

昭和二十六年度特別会計予算

運輸省鉄道監督局長 足羽 則之君

昭和二十六年度政府関係機関予算

一、昨二十八日国会において承認する
ことを議決した次の件を内閣に送付
し、その旨參議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規
定に基き、公共船員職業安定所の設
置に関する法律

競馬法の一部を改正する法律

農業委員会法

一、昨二十八日予算委員会において、
次の通り理事の補欠選任を行つた。

理事 橋本 龍伍君 (理事橋本龍 伍君去る二月二十五日委 員辞任につきその補欠)	川端 佳夫君	越智 茂君	勝間田清一君
理事 川島 金次君 (理事川島金 次君去る二十三日委員辞 任につきその補欠)	上林與市郎君	農林委員	原 懿君
理事 有田 二郎君 (理事上林山 榮吉君昨二十八日理事辞 任につきその補欠)	柳原 三郎君	石野 久男君	椎葉 三郎君
予算委員	電気通信委員	林 好次君	
労働委員	經濟安定委員	中原 健次君	
決算委員	八百板 正君	平川 篤雄君	
予算委員	佐竹 新市君	佐竹 新市君	
農林委員			

一、昨二十八日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

厚生委員	柳原 三郎君	は次の通りである。
農林委員		

一、昨二十八日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

川端 佳夫君	八百板 正君	競馬法の一部を改正する法律案(小 笠原八十美君外十七名提出)
水産委員		

一、昨二十八日議員から提出した議案
は次の通りである。

佐竹 新市君		農林漁業資金融通法案に対する修正 案(川西清君外九名提出)
--------	--	----------------------------------

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案

一、昨二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

不動産登記法等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

不動産登記法等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

平和擁護に関する決議案（河田貿易君外二十五名提出、決議第七号）

農林委員会付託

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外十七名提出、案法第三二号）

外務委員会付託

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案（内閣提出第一二九号）

一、去る二月二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

吉田外務大臣不信任決議案

河田賢治君外二十五名

一、去る二十六日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

官報号外 昭和二十六年三月三十日

衆議院会議録第二十七号 議長の報告

衆議院解散に関する決議案

三宅 正一君

提出案を可決した旨参議院に通知した。

漁船法の一部を改正する法律案

内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、公共交通職業安定所の設置に関する承認を求めるの件

本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

農業委員会法案

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

衆議院会議録第二十一号中正誤

二九四 頁三段末二行から四段一九行まで
の各行頭は一字下がるべきの誤

五五五

